

二〇〇八年三月

徳川林政史研究所「研究紀要」第四十二号抜刷

徳川林政史研究所蔵「勤王誘引書類」目録

凡 例

一 本目録は、徳川林政史研究所が所蔵する「勤王誘引書類」七四九点に關するものである。この史料群は、「勤王誘引書類」と墨書された貼紙がある縦四一センチ×横三四センチ×高さ三三センチの蓋つき木箱に収められていたもので、慶応四年（一八六八）正月より三月頃にかけて、尾張徳川家第一四代当主である徳川慶勝が、朝命を受けて伊勢・三河・遠江・駿河・美濃・信濃・上野・甲斐の各国に所領を有する大名・旗本・寺社を朝廷側に服属させることを目的として展開したいわゆる「勤王誘引」活動の具体的様相を知り得る内容となっている。

一 本目録に採録した項目は、①番号、②表題、③年月日、④差出（または作成者）↓宛所、⑤形態・数量、⑥備考、の六項目とした。

一 番号は、原則として今回の整理において新たに付与した史料番号を用いた。

一 表題は、原則として原表題を記し、必要なものについては適宜（ ）を付して内容を補記した。

一 年月日は、原則として文面に記載されている年月日（内容年）を示すこととし（ただし、紙幅の都合から「廿三日」「二十三日」などは、「二三」「三」などと表記した）、目録作成時に推定した部分については（ ）を付けて適宜表記した。また、年次記載がないものの、おおまかな作成年代がわかる場合には（江戸）（明治）などと（ ）を付して該当する年号や時期を示すことにし、推定不能の場合には（年未詳）とした。

一 差出（または作成者）↓宛所は、差出人または作成者を矢印の前の部

分に示し、宛所となっている人名を矢印の先の部分に置いた。差出人や宛所が複数からなる場合には、初筆の者または内容から判断して最も適切と考えられる者を一名掲出し、このほかについては「他〇名」というように略記した。

一 形態については、状（一枚物・継紙）・縦（縦帳）・横（横長帳）・横半（横半帳）・綴（作成契機の異なる複数の史料を綴ったもの）・鋪（絵図）・帖（折本）・紙札（手札や大型の付箋・短冊状の紙片）などとした。

一 数量は、出納・閲覧の便宜を考慮し、後年の改装により分冊あるいは合綴されたことが明らかな場合でも、現在保存されている状態での点数を採用した。

一 備考には、史料に添えられた包紙・こよりなどの情報や欠落・合綴・改装の状態など、必要と思われる事柄を＊印を付けて適宜記した。

一 本史料群に関する目録カードの採録作業は、非常勤研究生の上野恵が担当し、記載されたカードの内容点検と調整・原稿化作業は、主任研究員の太田尚宏が担当した。

番号表題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

一 信州御影・中之条・中野三陣屋歎願并ニ金穀等詰合姓名書付(包紙)

(慶応四年)

包紙 一

二 (信濃国徳川故領自今復天領候ニ付高札書替之儀ニ付書状)

(慶応四年)三月一〇日

中川庄藏↓生駒頼母様 他一名

状 一

三 (三陣屋手代共より歎願書差出申候儀等ニ付書状)
(来翰并歎願書等二十五数政府江申達之件ニ付書状)

(慶応四年)三月一〇日

中川庄藏↓生駒頼母様 他一名
千村首三郎↓加藤秀之進様

状 一

*押印した紙札とも。

四 歎願書三通并詰合姓名書 中野(包紙)

(慶応四年)

包紙 一

五 一 中野御陣屋詰合姓名書付

慶応四年辰三月

信州中野御陣屋詰手附 高木謹一 他二名

縦 一

五 二 奉歎願候書付(信州中野陣屋詰元ノ手代長沢半平并足輕増田徳藏他一名是迄通勤向被仰付度ニ付)

慶応四年辰三月

信州中野御陣屋手附見習 吉田楽太郎 他二名
↓中川庄藏殿

状 一

五 三 奉歎願候書付(御家江御附屬是迄之通勤向出精仕度ニ付)

慶応四年辰三月

信州中野御陣屋詰尾州御取締所 吉田楽太郎 他一名
↓中川庄藏殿

状 一

五 四 奉歎願候書付(御家江御附屬是迄之通勤向出精仕度ニ付)

慶応四年辰三月

信州中野御陣屋詰尾州御取締所 西垣鉞藏
↓中川庄藏殿

状 一

六 一 歎願書三通并詰合姓名書 御影(包紙)

(慶応四年)

包紙 一

六 二 御影御陣屋詰合姓名書付

慶応四年辰三月

信州御影御陣屋詰手附元ノ綿貫庄之進

縦 一

六 三 奉歎願候書付(信州御影御陣屋詰手代渡辺健之助等は迄之通勤向被仰付度ニ付)

慶応四年辰三月

信州佐久郡御影御陣屋詰元ノ綿貫庄之進
↓中川庄藏殿

状 一

六 四 奉歎願候書付(信州佐久郡御影御陣屋詰手附元ノ庄之進俸ヲ手許江呼寄相勤候様被仰付度ニ付)

慶応四年辰三月

信州佐久郡御影御陣屋詰手附元ノ綿貫庄之進
↓中川庄藏殿

状 一

六 五 奉歎願候書付(御家江附屬是迄之通地方勤向出精仕度ニ付)

慶応四年辰三月

信州御影陣屋詰尾州御取締所 綿貫庄之進
↓中川庄藏殿

状 一

七 一 歎願書式通并詰合姓名書 中之条(包紙)

(慶応四年)

包紙 一

七―二	中之条御陣屋詰合姓名書	慶応四年辰二月	信州中之条御陣屋詰元ノ手代 河野曾十郎	縦	一
七―三	奉歎願候書付(御家江御附属是迄之通地方勤向出精仕度ニ付)	慶応四年辰三月	信州中之条陣屋詰尾州御取締所 河野録之助 他三名 ↓ 中川庄藏殿	状	一
七―四	奉歎願候書付(是迄之通足輕御奉公精勤仕度ニ付)	慶応四年辰三月	信州中之条陣屋尾州御取締所 加藤雄藏 他一名 ↓ 中川庄藏殿御附属 箕浦儀兵衛殿 他一名	状	一
八―一	御請書式枚 中野御陣屋元ノ加判手代 西垣鉞藏(包紙)	(慶応四年)	西垣鉞藏 ↓ 中川庄藏殿	包紙	一
八―二	(中野御陣屋御支配所村数ニ付書付)	(慶応四年)三月	信州中野御陣屋詰手附見習 吉田禾太郎 他二名 ↓ 中川庄藏殿	縦	一
八―三	御請書(御陣屋御引渡し等ニ付)	慶応四年辰三月	信州中野御陣屋詰手附元ノ加判手代 西垣鉞藏 ↓ 中川庄藏殿	状	一
八―四	御請書(御陣屋御引渡し等ニ付)	慶応四年辰三月		状	一
九―一	御請書 御影御陣屋 綿貫庄之助・中之条御陣屋 元ノ手代 河野曾十郎(包紙)	(慶応四年)		包紙	一
九―二	(中之条御陣屋御支配所村数ニ付書付)	(慶応四年)三月	河野曾十郎 ↓ 中川庄藏殿	縦	一
九―三	中之条御陣屋附鉄炮并附属之品共引渡目録	慶応四年辰三月	中之条陣屋元ノ手代 河野曾十郎 ↓ 尾州御取締御役所	縦	一
九―四	(御影御陣屋御支配所村数ニ付書付)	(慶応四年)三月	綿貫庄之進 ↓ 中川庄藏殿	縦	一
九―五	御請書(御陣屋御引渡等ニ付)	慶応四年辰三月	信州中之条陣屋詰元ノ手代 河野曾十郎 他四名 ↓ 中川庄藏殿	状	一
二〇	中之条陣屋江賊徒入込御軍用御入用と申偽金子引上ヶ候儀等ニ付書状)	(慶応四年)三月一〇日	中川庄藏 ↓ 生駒頼母様 他一名	状	一
二一	信州中之条御陣屋附金穀其外凡調書付	慶応四年辰三月	信州中之条御陣屋詰元ノ手代 河野曾十郎	縦	一
二三	信濃国中野御陣屋高取米其外凡書付	慶応四年辰二月	信州中野御陣屋詰手附 高木謹一 他一名	縦	一
二三	信州御影御陣屋金穀其外御尋ニ付凡調書付	慶応四年辰二月	信州御影陣屋詰手附元ノ綿貫庄之進	縦	一

番 号 表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

一四 (三陣屋金穀書為取調相廻申候儀等ニ付書状)

(慶応四年)三月一〇日

中川庄藏 ↓ 生駒頼母様 他一名 状

一五 一 (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御取成願)

慶応四戊辰年三月

浄土宗 大樹寺末 三州額田郡岡崎 随念寺 状

*包紙「三州額田郡岡崎 随念寺」とも。

一五 二 (僧分相応之御用被仰付度ニ付御館様御取成願)

慶応四戊辰年三月

浄土宗 大樹寺末 三州額田郡岡崎 随念寺 状

*包紙「三州額田郡岡崎 随念寺」とも。

一六 一 (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御取成願)

慶応四辰年三月

尾州愛知郡部田村 浄土宗 祐福寺末 三州 状

*包紙「上 三州碧海郡渡り村 善国寺」とも。

一六 二 (僧分相応之御用被仰付度ニ付御館様御取成願)

慶応四辰年三月

尾州愛知郡部田村 浄土宗 祐福寺末 三州 状

*包紙「上 三州碧海郡渡り村 善国寺」とも。

一七 一 (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御取成願)

慶応四戊辰年三月

浄土宗 京都知恩寺末 三州碧海郡上野 行 状

*包紙「上 浄土宗知恩寺末 三州碧海郡上野 行福寺」とも。

一七 二 (僧分相応之御用被仰付度ニ付御館様御取成願)

慶応四戊辰年三月

浄土宗 京都知恩寺末 三州碧海郡上野 行 状

*包紙「上 浄土宗知恩寺末 三州碧海郡上野 行福寺」とも。

一八 一 (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御取成願)

慶応四戊辰年三月

禅曹洞宗 三州額田郡明太寺村龍海院末 同 状

*包紙「三州額田郡岡崎 大泉寺」とも。

一八 二 (僧分相応之御用被仰付度ニ付御館様御取成願)

慶応四戊辰年三月

禅曹洞宗 三州額田郡明太寺村龍海院末 同 状

*包紙「三州額田郡岡崎 大泉寺」とも。

一九一 (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御取成願) 慶応四戊辰年三月 浄土宗 大林寺末 三州額田郡岡崎 安養院 状 一

*包紙「上 三州額田郡岡崎 安養院」とも。

一九二 (僧分相応之御用被仰付度ニ付御館様御取成願) 慶応四戊辰年三月 浄土宗 大林寺末 三州額田郡岡崎 安養院 状 一

*包紙「上 三州額田郡岡崎 安養院」とも。

二〇一 (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御取成願) 慶応四年戊辰三月 東本願寺宗直末 三州碧海郡佐々木 浄宮寺 状 一

*包紙「三州碧海郡佐々木村 浄宮寺」とも。

二〇二 (僧分相応之御用被仰付度ニ付御館様御取成願) 慶応四年戊辰三月 東本願寺宗直末 三州碧海郡佐々木 浄宮寺 状 一

*包紙「三州碧海郡佐々木村 浄宮寺」とも。

二一 (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御取成願) 慶応四戊辰年三月 東本願寺宗直末 三州額田郡針崎 勝万寺 状 一

*包紙「三州 勝万寺」とも。

二二 (僧分相応之御用被仰付度ニ付御館様御取成願) 慶応四戊辰年三月 東本願寺宗直末 三州額田郡針崎 勝万寺 状 一

*包紙「三州 勝万寺」とも。

三一 (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御取成願) 慶応四戊辰年三月 高田宗專修寺末 三州碧海郡桑子村 妙源寺 状 一

*包紙「桑子村 妙源寺」とも。

三二 (僧分相応之御用被仰付度ニ付御館様御取成願) 慶応四戊辰年三月 高田宗專修寺末 三州碧海郡桑子村 妙源寺 状 一

*包紙「桑子村 妙源寺」とも。

三三 (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御取成願) 慶応四戊辰年三月 禪曹洞宗 三州額田郡明太寺村龍海院末 同 状 一

州同郡岡崎 極樂寺大提

番号表題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

*包紙「三州額田郡岡崎 極楽寺」とも。

三―二 (僧分相応之御用被仰付度ニ付御館様御取成願)

慶応四戊辰年三月

禅曹洞宗 三州額田郡明太寺村龍海院末 同 状
州同郡岡崎 極楽寺大提

*包紙「三州額田郡岡崎 極楽寺」とも。

二四―一 (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御取成願)

慶応四戊辰年三月

高田宗 勢州専修寺直末 三州額田郡岡崎 状
満性寺光卿

*包紙「三州額田郡岡崎 満性寺」とも。

二四―二 (僧分相応之御用被仰付度ニ付御館様御取成願)

慶応四戊辰年三月

高田宗 勢州専修寺直末 三州額田郡岡崎 状
満性寺光卿

*包紙「三州額田郡岡崎 満性寺」とも。

二五―一 (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御執成願)

慶応四辰年三月

浄土宗 京都知恩院末 三州 大樹寺 状

*包紙「歎願書 三州大樹寺」とも。

二五―二 (僧分相応之御用被仰付度ニ付御館様御取成願)

慶応四辰年三月

浄土宗 京都知恩院末 三州 大樹寺一誉 状

*包紙「証書 三州大樹寺」とも。

二六―一 (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御慈計願)

慶応四年戊辰三月

浄土宗 知恩院末 三州額田郡岩津 信光明 状
寺岸誉

*包紙「上 三州 信光明寺」とも。

二六―二 (僧分相応之御用被仰付度ニ付御館様御仁計願)

慶応四年戊辰三月

浄土宗 知恩院末 三州額田郡岩津 信光明 状
寺岸誉

*包紙「上 三州 信光明寺」とも。

二七―一 (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御取成願)

慶応四戊辰年三月

浄土宗 円福寺末 三河国岡崎 大林寺慈空 状

*包紙「上 三河国岡崎 大林寺」とも。

二七―二 (僧分相応之御用被仰付度ニ付御館様御取成願)

慶応四戊辰年三月

浄土宗 円福寺末 三河国岡崎 大林寺慈空 状

*包紙「上 三河国岡崎 大林寺」とも。

二六―一 (寺務相続之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御執成願) 慶応四年辰三月 浄土宗 知恩院末 三州額田郡岡崎 松応寺 状 一

*包紙「覚 三州 松応寺」とも。

二六―二 (僧分相応之御用被仰付度ニ付御館様御取成願) 慶応四年辰三月 浄土宗 知恩院末 三州額田郡岡崎 松応寺 状 一

*包紙「覚 三州 松応寺」とも。

二六―一 (寺務相続之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御取成願) 慶応四年辰年三月 浄土宗 京都円福寺末 三州額田郡岡崎誓願寺無住ニ付同宗同寺末 同州碧海郡上和田村 浄珠院禪空 状 一

*包紙「上 三州額田郡岡崎 誓願寺」とも。

二六―二 (僧分相応之御用被仰付度ニ付御館様御取成願) 慶応四年辰年三月 浄土宗 京都円福寺末 三州額田郡岡崎誓願寺無住ニ付同宗同寺末 同州碧海郡上和田村 浄珠院禪空 状 一

*包紙「上 三州額田郡岡崎 誓願寺」とも。

三〇―一 (寺務相続之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御取成願) 慶応四年戊辰年三月 浄土宗 京都円福寺末 三州額田郡岩津村妙心寺無住ニ付看護 真浄院俊空 状 一

*包紙「上 三州額田郡岩津村 妙心寺」とも。

三〇―二 (僧分相応之御用被仰付度ニ付御館様御取成願) 慶応四年戊辰年三月 浄土宗 京都円福寺末 三州額田郡岩津村妙心寺無住ニ付看護 真浄院俊空 状 一

*包紙「上 三州額田郡岩津村 妙心寺」とも。

三一―一 (寺務相続之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御取成願) 慶応四年戊辰年三月 天台宗 東叡山末 三州額田郡瀧山寺衆徒 常心院 他四ヶ寺 状 一

*包紙「上 三州額田郡 瀧山寺衆徒」とも。

三一―二 (僧分相応之御用被仰付度ニ付御館様御取成願) 慶応四年戊辰年三月 天台宗 東叡山末 三州額田郡瀧山寺衆徒 常心院 他四ヶ寺 状 一

*包紙「上 三州額田郡 瀧山寺衆徒」とも。

番号表題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

三一 一 (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御取成願)

慶応四戊辰年三月

禅曹洞宗 長興寺末 三州額田郡明太寺村

状 一

*包紙「明大寺 龍海院」とも。

三一 二 (僧分相応之御用被仰付度ニ付御館様御取成願)

慶応四戊辰年三月

禅曹洞宗 長興寺末 三州額田郡明太寺村

状 一

*包紙「明大寺 龍海院」とも。

三一 一 (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御取成願)

慶応四辰年三月

天台宗 東叡山末 三州額田郡岡崎 甲山寺

状 一

*包紙「上 三州甲山寺 衆徒中」とも。

三一 二 (僧分相応之御用被仰付度ニ付御館様御取成願)

慶応四辰年三月

天台宗 東叡山末 三州額田郡岡崎 甲山寺

状 一

*包紙「上 三州甲山寺 衆徒中」とも。

四〇 (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御執成願)

(慶応四年)辰三月二日

三河国幡豆郡行用村 福泉庵

状 一

四一 (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御執成願)

(慶応四年)辰三月二日

三河国幡豆郡上道目記村 不退院

状 一

四二 (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御執成願)

(慶応四年)辰三月二日

三河国幡豆郡上道目記村 惠駿寺

状 一

四三 (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御執成願)

(慶応四年)辰三月二日

三河国幡豆郡長繩村 観音院 他ニヶ寺

状 一

四四 (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御執成願)

(慶応四年)辰三月二日

三河国幡豆郡築籠村 岩松寺

状 一

四五 (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御執成願)

(慶応四年)辰三月二日

三河国幡豆郡上町村 実相寺

状 一

四六 (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御執成願)

(慶応四年)辰三月二日

三河国幡豆郡八ツ面村 真成寺

状 一

四七 (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御執成願)

(慶応四年)辰三月二日

三河国幡豆郡刈宿村 常福寺

状 一

四八 (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御執成願)

(慶応四年)辰三月二日

三河国幡豆郡赤羽村 西福寺

状 一

四九 (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御執成願)

(慶応四年)辰三月二日

三河国幡豆郡築籠村 光粒庵

状 一

五〇 (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御執成願)

(慶応四年)辰三月二日

三河国幡豆郡上町村 道興寺

状 一

四	(寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御執成願)	(慶応四年)辰三月二日	三河国幡豆郡平坂村 無量寿寺	状	一
四	(寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御執成願)	(慶応四年)辰三月二日	三河国幡豆郡横手村 西光寺	状	一
四	(寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御執成願)	(慶応四年)辰三月二日	三河国幡豆郡今川村 養林庵 他四ヶ寺	状	一
四	(寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御執成願)	(慶応四年)辰三月二日	三河国幡豆郡下矢田村 養寿寺	状	一
四	(寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御執成願)	(慶応四年)辰三月二日	三河国幡豆郡法光寺村 法光寺	状	一
五	(寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御執成願)	(慶応四年)辰三月二日	三河国幡豆郡下町村 龍門寺	状	一
五	(寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御執成願)	(慶応四年)辰三月二日	三河国幡豆郡中田村 長久院	状	一
五	(寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御執成願)	(慶応四年)辰三月二日	三河国幡豆郡小嶋村 安樂寺	状	一
五	(寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御執成願)	(慶応四年)辰三月二日	三河国幡豆郡德次村 信龍寺	状	一
五	(寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御執成願)	(慶応四年)辰三月二日	三河国幡豆郡小嶋村 西方寺	状	一
五	(寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御執成願)	(慶応四年)辰三月二日	三河国幡豆郡楠村 阿弥陀院	状	一
五	(寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御執成願)	(慶応四年)辰三月二日	三河国幡豆郡矢曾根村 藏泉寺	状	一
五	(寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御執成願)	(慶応四年)辰三月二日	三河国幡豆郡行用村 樂善庵	状	一
五	(寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御執成願)	(慶応四年)辰三月二日	三河国幡豆郡德永村 安養寺 他一ヶ寺	状	一
五	(寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御執成願)	(慶応四年)辰三月二日	三河国幡豆郡平口村 修法庵 他五ヶ寺	状	一
五	(寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御執成願)	(慶応四年)辰三月二日	三河国幡豆郡一色村 今濟寺	状	一
六	(寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御執成願)	(慶応四年)辰三月二日	三河国幡豆郡上矢田村 桂岩寺	状	一
六	(寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御執成願)	(慶応四年)辰三月二日	三河国幡豆郡西尾 向春軒	状	一
六	(寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御執成願)	(慶応四年)辰三月二日	三河国幡豆郡一色村 東向寺 他六ヶ寺	状	一
六	(寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御執成願)	(慶応四年)辰三月二日	三河国幡豆郡味浜村 満国寺	状	一
六	(寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御執成願)	(慶応四年)辰三月二日	三河国幡豆郡西尾 康全寺	状	一
六	(寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御執成願)	(慶応四年)辰三月二日	三河国幡豆郡小嶋村 東禪寺	状	一

番号表題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

宅 (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御執成願)

(慶応四年)辰三月二七日

遠江国榛原郡上吉田村 能満寺

状 一

穴 (僧分相応之御用被仰付度ニ付御館様御執成願)

慶応四辰年二月

東本願寺宗三州碧海郡上佐々木上宮寺末
同国同郡高取村 専修坊代僧 四福寺臺頂

状 一

充 (御一新ニ付相応之御慈揮被仰付度旨願書)

慶応四辰年二月

水野出羽守領分 三州大浜 称名寺

状 一

吉 (御家江相伺不申候而著決而旧幕府之指揮ニ者応シ申間敷候ニ付一札)

慶応四辰年二月

庄田与三兵衛

状 一

* 本文末尾に「包紙ニ風米寺附と有之」とある。

七 (僧分相応之御用被仰付度ニ付御館様御執成願)

慶応四辰年二月

勢州専修寺直末 三州碧海郡桑子村 妙源寺
代僧 浄増寺純乘

状 一

三 (僧分相応之御用被仰付度ニ付御館様御執成願)

慶応四辰年二月

勢州専修寺直末 三州岡崎 満性寺代僧 東
泉坊

状 一

三 (僧分相応之御用被仰付度ニ付御館様御執成願)

慶応四戊辰三月一三日

松平与次郎領分 三州宝飯郡蒲杉村 天桂院

状 一

三 (僧分相応之御用被仰付度ニ付御館様御執成願)

慶応四戊辰三月一三日

松平与次郎領分 三州宝飯郡蒲杉村 長存村

状 一

三 (僧分相応之御用被仰付度ニ付御館様御執成願)

慶応四戊辰三月一三日

松平与次郎領分 三州宝飯郡五井村 長泉寺

状 一

三 (僧分相応之御用被仰付度ニ付御館様御執成願)

慶応四戊辰年三月一三日

松平与次郎領分 三州宝飯郡水竹村 崇心寺

状 一

七 (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御執成願)

慶応四戊辰年三月一三日

松平与次郎領分 三州宝飯郡牧山村 光林寺

状 一

七 (僧分相応之御用被仰付度ニ付御館様御執成願)

慶応四戊辰三月一三日

松平与次郎領分 三州宝飯郡清田村 安樂寺

状 一

充 (僧分相応之御用被仰付度ニ付御館様御執成願)

(慶応四年)辰三月一〇日

三河国幡豆郡行用村 樂善庵

状 一

六 (僧分相応之御用被仰付度ニ付御館様御執成願)

(慶応四年)辰三月一〇日

三河国幡豆郡小嶋村 西方寺

状 一

六 (僧分相応之御用被仰付度ニ付御館様御執成願)

(慶応四年)辰三月一〇日

三河国幡豆郡小嶋村 安樂寺

状 一

六 (僧分相応之御用被仰付度ニ付御館様御執成願)

(慶応四年)辰三月一〇日

三河国幡豆郡築籠村 岩松寺

状 一

三 (僧分相応之御用被仰付度ニ付御館様御執成願)

(慶応四年)辰三月二一日

三河国幡豆郡徳次村 信龍寺

状 一

八	(僧分相應之御用被仰付度ニ付御館様御執成願)	(慶応四年)辰三月二日	三河国幡豆郡一色村 今濟寺	状	一
七	(僧分相應之御用被仰付度ニ付御館様御執成願)	(慶応四年)辰三月二日	三河国幡豆郡楠村 阿弥陀院	状	一
六	(僧分相應之御用被仰付度ニ付御館様御執成願)	(慶応四年)辰三月二日	三河国幡豆郡今川村 養林庵 他四ヶ寺	状	一
五	(僧分相應之御用被仰付度ニ付御館様御執成願)	(慶応四年)辰三月二日	三河国幡豆郡平坂村 無量寿村	状	一
四	(僧分相應之御用被仰付度ニ付御館様御執成願)	(慶応四年)辰三月二日	三河国幡豆郡横手村 西光寺	状	一
三	(僧分相應之御用被仰付度ニ付御館様御執成願)	(慶応四年)辰三月二日	三河国幡豆郡行用村 福泉庵	状	一
二	(僧分相應之御用被仰付度ニ付御館様御執成願)	(慶応四年)辰三月二日	三河国幡豆郡上道目記村 不退院	状	一
一	(僧分相應之御用被仰付度ニ付御館様御執成願)	(慶応四年)辰三月二日	三河国幡豆郡上道目記村 惠駿寺	状	一
〇	(僧分相應之御用被仰付度ニ付御館様御執成願)	(慶応四年)辰三月二日	三河国幡豆郡長繩村 觀音院 他三ヶ寺	状	一
九	(僧分相應之御用被仰付度ニ付御館様御執成願)	(慶応四年)辰三月二日	三河国幡豆郡德永村 安養寺 他一ヶ寺	状	一
八	(僧分相應之御用被仰付度ニ付御館様御執成願)	(慶応四年)辰三月二日	三河国幡豆郡平口村 修法庵 他五ヶ寺	状	一
七	(僧分相應之御用被仰付度ニ付御館様御執成願)	(慶応四年)辰三月二日	三河国幡豆郡矢曾根村 藏泉寺	状	一
六	(僧分相應之御用被仰付度ニ付御館様御執成願)	(慶応四年)辰三月二日	三河国幡豆郡上矢田村 桂岩寺	状	一
五	(僧分相應之御用被仰付度ニ付御館様御執成願)	(慶応四年)辰三月二日	三河国幡豆郡西尾 向春軒	状	一
四	(僧分相應之御用被仰付度ニ付御館様御執成願)	(慶応四年)辰三月二日	三河国幡豆郡八ッ面村 真成寺	状	一
三	(僧分相應之御用被仰付度ニ付御館様御執成願)	(慶応四年)辰三月二日	三河国幡豆郡赤羽村 西福寺	状	一
二	(僧分相應之御用被仰付度ニ付御館様御執成願)	(慶応四年)辰三月二日	三河国幡豆郡築籠村 光粒庵	状	一
一	(僧分相應之御用被仰付度ニ付御館様御執成願)	(慶応四年)辰三月二日	三河国幡豆郡上町村 道興寺	状	一
〇	(僧分相應之御用被仰付度ニ付御館様御執成願)	(慶応四年)辰三月二日	三河国幡豆郡一色村 東向寺 他六ヶ寺	状	一
九	(僧分相應之御用被仰付度ニ付御館様御執成願)	(慶応四年)辰三月二日	三河国幡豆郡味浜村 満国寺	状	一
八	(僧分相應之御用被仰付度ニ付御館様御執成願)	(慶応四年)辰三月二日	三河国幡豆郡西尾 康全寺	状	一

番 号 表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

二〇六	(僧分相應之御用被仰付度ニ付御館様御執成願)	(慶応四年)辰三月二二日	三河国幡豆郡小嶋村 東禪寺	状	一
二〇七	(僧分相應之御用被仰付度ニ付御館様御執成願)	(慶応四年)辰三月二二日	三河国幡豆郡刈宿村 常福寺	状	一
二〇八	(僧分相應之御用被仰付度ニ付御館様御執成願)	(慶応四年)辰三月二二日	三河国幡豆郡下矢田村 養寿寺	状	一
二〇九	(僧分相應之御用被仰付度ニ付御館様御執成願)	(慶応四年)辰三月二二日	三河国幡豆郡法光寺村 法光寺	状	一
二一〇	(僧分相應之御用被仰付度ニ付御館様御執成願)	(慶応四年)辰三月二二日	三河国幡豆郡下町村 龍門寺	状	一
二一一	(僧分相應之御用被仰付度ニ付御館様御執成願)	(慶応四年)辰三月二二日	三河国幡豆郡中田村 長久院	状	一
二一二	(僧分相應之御用被仰付度ニ付御館様御執成願)	(慶応四年)辰三月二二日	遠江国榛原郡上吉田村 能満寺	状	一
二一三	(僧分相應之御用被仰付度ニ付御館様御執成願)	(慶応四年)辰三月二二日	三河国幡豆郡御津 大恩寺 ↓ 尾州様待賓館御役人中	状	一
二一四	誓書(大納言様勤王筋御誘引被為遊候ニ付勤王勉勵仕度旨証書)	慶応四年戊辰年三月	柴田能登守知行所 三州宝飯郡八幡村 西明寺 ↓ 尾州様待賓館御役人中	状	一
二一五	(僧分相應之御用被仰付度ニ付御館様御執成願)	慶応四年戊辰年三月	三州額田郡岩津村妙心寺末 同州同郡開章村 浄土宗 西方寺	状	一
二一六	(僧分相應之御用被仰付度ニ付御館様御執成願)	慶応四年辰三月	三州宝飯郡豊川村 三明寺	状	一
二一七	(僧分相應之御用被仰付度ニ付御館様御執成願)	慶応四年辰三月	勢州一身田専修寺直末 三州宝飯郡下地村 聖眼寺代僧 西蔵寺	状	一
二一八	(僧分相應之御用被仰付度ニ付御館様御執成願)	慶応四年辰三月	三州宝飯郡豊川村 妙嚴寺	状	一
二一九	乍恐以書付奉懇願候覚(大納言様勤王筋御誘引被為遊候ニ付勤王勉勵仕度旨証書)	慶応四年戊辰三月	三河国賀茂郡猿投大明神社僧 白鳳寺中別当 龍性院 他六ヶ寺 ↓ 尾州様待賓館御役人衆様	状	一
二二〇	(僧分相應之御用被仰付度ニ付御館様御執成願)	慶応四年辰三月	勢州一身田専修直末 三州渥美郡新美村 西光寺	状	一

二三 (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御執成願) 慶応四戊辰年三月 松平主殿頭菩提所 三州額田郡深溝村 本光 状 一

二三 (僧分相応之御用被仰付度ニ付証書) 慶応四戊辰年三月 松平主殿頭菩提所 三州額田郡深溝村 本光 状 一

二三 (僧分相応之御用被仰付度ニ付証書) 慶応四戊辰年三月 板倉小次郎知行所 三州額田郡深溝村 長満 状 一

二三 (僧分相応之御用被仰付度ニ付御執成願) 慶応四戊辰年三月 本願寺兼帶所 三河国額田郡平地 本宗寺 状 一

二三 (僧分相応之御用被仰付度ニ付証書) 慶応四戊辰年三月 板倉小次郎知行所 三州幡豆郡駒場村 東向 状 一

二三 (僧分相応之御用被仰付度ニ付証書) 慶応四戊辰年三月 板倉小次郎知行所 三州幡豆郡江原村 妙喜 状 一

二三 (僧分相応之御用被仰付度ニ付証書) 慶応四戊辰年三月 板倉小次郎知行所 三州幡豆郡深溝村 三光 状 一

二三 誓書(大納言樣勤王筋御誘引被為遊候ニ付勤王勉勵仕度旨証書) 慶応四戊辰年三月 柴田能登守知行所 三州宝飯郡八幡村 国分 状 一

二三 乍恐奉懇願候覚(大納言樣勤王筋御誘引被為遊候ニ付勤王勉勵仕度旨証書) 慶応四戊辰年四月 三州幡豆郡岡山村 花藏寺 ↓ 尾州樣待賓 状 一

二三 乍恐奉懇願候覚(大納言樣勤王筋御誘引被為遊候ニ付勤王勉勵仕度旨証書) 慶応四戊辰年四月 三州幡豆郡岡山村 花岳寺 ↓ 尾州樣待賓 状 一

二三 一 (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御取成願) 慶応四戊辰年三月 日蓮宗 越後国本成寺末 三州幡豆郡西浅井 状 一

二三 二 (僧分相応之御用被仰付度ニ付御館樣御取成願) 慶応四戊辰年三月 日蓮宗 越後国本成寺末 三州幡豆郡西浅井 状 一

*包紙 「三州幡豆郡西浅井村了性寺」とも。

番号表題	年月日	差出(作成)↓宛所	形態・数量
一三一―一 (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御取成願) *包紙「長瀬 願照寺」とも。	慶応四戊辰年三月	西本願寺宗直末 三州碧海郡長瀬 願照寺専修	一
一三一―二 (僧分相応之御用被仰付度ニ付御館様御取成願) *包紙「長瀬 願照寺」とも。	慶応四戊辰年三月	西本願寺宗直末 三州碧海郡長瀬 願照寺専修	一
一三一―一 (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御取成願) *包紙「宮地村 妙国寺」とも。	慶応四戊辰年三月	日蓮宗 越後国本成寺末 三州碧海郡宮地村 妙国寺日英	一
一三一―二 (僧分相応之御用被仰付度ニ付御館様御取成願) *包紙「宮地村 妙国寺」とも。	慶応四戊辰年三月	日蓮宗 越後国本成寺末 三州碧海郡宮地村 妙国寺日英	一
一三四―一 (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御取成願) *包紙「上 三州 大聖寺」とも。	慶応四戊辰年三月	浄土宗 知恩院末 三州碧海郡中之郷 大聖寺臨誉	一
一三四―二 (僧分相応之御用被仰付度ニ付御館様御取成願) *包紙「上 三州 大聖寺」とも。	慶応四戊辰年三月	浄土宗 知恩院末 三州碧海郡中之郷 大聖寺臨誉	一
一三五―一 (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御取成願) *包紙「上 三州 来迎院」とも。	慶応四戊辰年三月	浄土宗 大樹寺末 三州碧海郡青野村 来迎院恢誉	一
一三五―二 (僧分相応之御用被仰付度ニ付御館様御取成願) *包紙「上 三州 来迎院」とも。	慶応四戊辰年三月	浄土宗 大樹寺末 三州碧海郡青野村 来迎院恢誉	一

二三― 一 (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御取成願) 慶応四戊辰年三月 時宗 尾州熱田円福寺末 三州碧海郡矢作村 光明寺實岡 狀 一

*包紙「上 三州碧海郡矢作村 光明寺」とも。

二三― 二 (僧分相心之御用被仰付度ニ付御館様御取成願) 慶応四戊辰年三月 時宗 尾州熱田円福寺末 三州碧海郡矢作村 光明寺實岡 狀 一

*包紙「上 三州碧海郡矢作村 光明寺」とも。

二三― 一 (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御取成願) 慶応四戊辰年三月 淨土宗 京都円福寺末 三州碧海郡上和田村 淨珠院禪空 狀 一

*包紙「上 三州碧海郡上和田村 淨珠院」とも。

二三― 二 (僧分相心之御用被仰付度ニ付御館様御取成願) 慶応四戊辰年三月 淨土宗 京都円福寺末 三州碧海郡上和田村 淨珠院禪空 狀 一

*包紙「上 三州碧海郡上和田村 淨珠院」とも。

二三― 一 (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御取成願) 慶応四戊辰年三月 淨土宗 鴨田村大樹寺末 三州碧海郡赤渋村 松林寺在成 狀 一

*包紙「上 三州碧海郡赤渋村 松林寺」とも。

二三― 二 (僧分相心之御用被仰付度ニ付御館様御取成願) 慶応四戊辰年三月 淨土宗 鴨田村大樹寺末 三州碧海郡赤渋村 松林寺在成 狀 一

*包紙「上 三州碧海郡赤渋村 松林寺」とも。

二三― 一 (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御取成願) 慶応四戊辰年三月 淨土宗 鴨田村大樹寺末 三州碧海郡森越村 長寿寺戒俊 狀 一

*包紙「森越村 長寿寺」とも。

二三― 二 (僧分相心之御用被仰付度ニ付御館様御取成願) 慶応四戊辰年三月 淨土宗 鴨田村大樹寺末 三州碧海郡森越村 長寿寺戒俊 狀 一

*包紙「森越村 長寿寺」とも。

二四― 一 (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御取成願) 慶応四年戊辰三月 淨土宗 鴨田村大樹寺末 三州額田郡岩津村 西林院大嚴 狀 一

*包紙「上 岩津村 西林院」とも。

「勤王誘引書類」目録

番 号 表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

(四) 二 (僧分相応之御用被仰付度ニ付御館様御取成願)

慶応四年戊辰三月

浄土宗 鴨田村大樹寺末 三州額田郡岩津村 状 一

西林院大蔵

*包紙「上 岩津村 西林院」とも。

(四) 一 (寺務相続之儀朝廷江被成下度ニ付御取成願)

慶応四戊辰年三月

東本願寺宗 浄宮寺下 三州額田郡岡崎 専 状 一

福寺祐賢

*包紙「上 三州額田郡岡崎 専福寺」とも。

(四) 二 (僧分相応之御用被仰付度ニ付御館様御取成願)

慶応四戊辰年三月

東本願寺宗 浄宮寺下 三州額田郡岡崎 専 状 一

福寺祐賢

*包紙「上 三州額田郡岡崎 専福寺」とも。

(四) 一 (寺務相続之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御取成願)

慶応四戊辰年三月

禅宗 明大寺村龍海院末 三州額田郡岡崎宝 状 一

福寺確山

*包紙「三州額田郡岡崎 宝福寺」とも。

(四) 二 (寺務相続之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御取成願)

慶応四戊辰年三月

禅宗 明大寺村龍海院末 三州額田郡岡崎宝 状 一

福寺確山

*包紙「三州額田郡岡崎 宝福寺」とも。

(四) 一 (寺務相続之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御取成願)

慶応四戊辰年三月

浄土宗 大林寺末 三州額田郡岡崎 光善寺 状 一

達空

*包紙「上 三州額田郡岡崎 光善寺」とも。

(四) 二 (僧分相応之御用被仰付度ニ付御館様御取成願)

慶応四戊辰年三月

浄土宗 大林寺末 三州額田郡岡崎 光善寺 状 一

達空

*包紙「上 三州額田郡岡崎 光善寺」とも。

(四) 一 (寺務相続之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御執成願)

慶応四戊辰年三月

古義真言宗 高野山末 三州額田郡桜井寺村 状 一

桜井寺英深

*包紙「上 三河国額田郡桜井寺村 桜井寺」とも。

一四一 二 (僧分相応之御用被仰付度ニ付御館様御執成願) 慶応四戊辰年三月 古義真言宗 高野山末 三州額田郡桜井寺村 桜井寺英深 状

*包紙「上 三河国額田郡桜井寺村 桜井寺」とも。

一四二 一 (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御取成願) 慶応四戊辰年三月 禪宗 遠州富塚村普濟寺末 三州額田郡滝村 万松寺龍巢 状

*包紙「三州額田郡瀧村 万松寺」とも。

一四三 二 (僧分相応之御用被仰付度ニ付御館様御取成願) 慶応四戊辰年三月 禪宗 遠州富塚村普濟寺末 三州額田郡滝村 万松寺龍巢 状

*包紙「三州額田郡瀧村 万松寺」とも。

一四四 一 (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御取成願) 慶応四年戊辰三月 浄土宗 岩津村信光明寺 三州額田郡大門村 大円寺成念 状

*包紙「上 三州額田郡大門村 大円寺」とも。

一四五 二 (僧分相応之御用被仰付度ニ付御館様御取成願) 慶応四年戊辰三月 浄土宗 岩津村信光明寺 三州額田郡大門村 大円寺成念 状

*包紙「上 三州額田郡大門村 大円寺」とも。

一四六 一 (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御取成願) 慶応四戊辰年三月 禪宗 瀧村万松寺末 三州額田郡明大寺村成 就院古林 状

*包紙「三州額田郡明大寺 成就院」とも。

一四七 二 (僧分相応之御用被仰付度ニ付御館様御取成願) 慶応四戊辰年三月 禪宗 瀧村万松寺末 三州額田郡明大寺村成 就院古林 状

*包紙「三州額田郡明大寺 成就院」とも。

一四八 一 (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御取成願) 慶応四戊辰年三月 禪曹洞宗 三州額田郡明大寺村龍海院末 同 状

*包紙「三州額田郡能見村 観音寺」とも。

一四九 二 (僧分相応之御用被仰付度ニ付御館様御取成願) 慶応四戊辰年三月 禪曹洞宗 三州額田郡明大寺村龍海院末 同 状

州同郡能見村 観音寺大器

番 号 表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

*包紙「三州額田郡能見村 観音寺」とも。

一四一 一 (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御取成願)

慶応四戊辰年三月

禪宗 瀧村万松寺末 三州額田郡岡崎 永泉 状 一
寺 鱗瑞

*包紙「三州額田郡岡崎 永泉寺」とも。

一四二 二 (僧分相応之御用被仰付度ニ付御館様御取成願)

慶応四戊辰年三月

禪宗 瀧村万松寺末 三州額田郡岡崎 永泉 状 一
寺 鱗瑞

*包紙「三州額田郡岡崎 永泉寺」とも。

一五〇 一 (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御取成願)

慶応四戊辰年三月

浄土宗 三州額田郡大樹寺末 同国幡豆郡西 状 一
浅井村 源空院安譽

*包紙「三州幡豆郡西浅井村 源空院」とも。

一五一 二 (僧分相応之御用被仰付度ニ付御館様御取成願)

慶応四戊辰年三月

浄土宗 三州額田郡大樹寺末 同国幡豆郡西 状 一
浅井村 源空院安譽

*包紙「三州幡豆郡西浅井村 源空院」とも。

一五二 (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御執成願)

慶応四戊辰年三月

板倉小次郎知行所 三州幡豆郡江原村 妙喜 状 一
寺

一五三 (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御執成願)

慶応四戊辰年三月一三日

一五三 (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御執成願)

慶応四戊辰年三月

板倉小次郎知行所 三州幡豆郡駒場村 東向 状 一
寺

一五四 一 (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御取成願)

慶応四辰年三月

浄土宗 浄珠院末 三州額田郡木下村 東向 状 一
寺 亮本

*包紙「上 木下村東向寺」とも。

一五四 二 (僧分相応之御用被仰付度ニ付御館様御取成願)

慶応四辰年三月

浄土宗 浄珠院末 三州額田郡木下村 東向 状 一
寺 亮本

*包紙「上 木下村東向寺」とも。

一五― 一 (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御取成願)

慶応四年三月

東本願寺宗直末 三州碧海郡青野村 慈光寺 康純 状

*包紙「上 青野村 慈光寺」とも。

一五― 二 (僧分相応之御用被仰付度ニ付御館様御取成願)

慶応四年三月

東本願寺宗直末 三州碧海郡青野村 慈光寺 康純 状

*包紙「上 青野村 慈光寺」とも。

一五― 一 (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御取成願)

慶応四年三月

浄土宗 上和田村浄珠院末 三州額田郡田口村 万福寺積空 状

*包紙「上 三州額田郡田口村 万福寺」とも。

一五― 二 (僧分相応之御用被仰付度ニ付御館様御取成願)

慶応四年三月

浄土宗 上和田村浄珠院末 三州額田郡田口村 万福寺積空 状

*包紙「上 三州額田郡田口村 万福寺」とも。

一五― 一 (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御取成願)

慶応四年三月

東本願寺宗直末 三州碧海郡中之郷村 浄妙寺義芳 状

*包紙「上 三州碧海郡中之郷村 浄妙寺」とも。

一五― 二 (僧分相応之御用被仰付度ニ付御館様御取成願)

慶応四年三月

東本願寺宗直末 三州碧海郡中之郷村 浄妙寺義芳 状

*包紙「上 三州碧海郡中之郷村 浄妙寺」とも。

一五― 一 (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御取成願)

慶応四年三月

浄土宗 三州額田郡大樹寺末 同国碧海郡川端村 阿弥陀院行雲 状

*包紙「三州碧海郡川端村 阿弥陀院」とも。

一五― 二 (僧分相応之御用被仰付度ニ付御館様御取成願)

慶応四年三月

浄土宗 三州額田郡大樹寺末 同国碧海郡川端村 阿弥陀院行雲 状

*包紙「三州碧海郡川端村 阿弥陀院」とも。

一五― 一 (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御取成願)

慶応四年三月

高田宗 桑子村妙源寺末 三州碧海郡大岡村 真印寺恭住 状

番 号 表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

*包紙「上 高田宗桑名村妙源寺末 三州碧海郡大岡村 貞印寺」とも。

一五― 二 (僧分相応之御用被仰付度ニ付御館様御取成願) 慶応四戊辰年三月 状 一

高田宗 桑子村妙源寺末 三州碧海郡大岡村 貞印寺 恭任

*包紙「上 高田宗桑名村妙源寺末 三州碧海郡大岡村 貞印寺」とも。

一六― 一 (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下ニ付御取成願) 慶応四戊辰年三月 状 一

浄土宗 三州碧海郡上野行福寺末 三州碧海郡上村 誓願寺 得道

*包紙「上 浄土宗三州碧海郡上野行福寺末 同国同郡上村 誓願寺」とも。

一六― 二 (僧分相応之御用被仰付度ニ付御館様御取成願) 慶応四戊辰年三月 状 一

浄土宗 三州碧海郡上野行福寺末 三州碧海郡上村 誓願寺 得道

*包紙「上 浄土宗三州碧海郡上野行福寺末 同国同郡上村 誓願寺」とも。

一六― 一 (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御取成願) 慶応四戊辰年三月 状 一

浄土宗 渡村善国寺末 三州碧海郡筒針村 天徳院 寛全

*包紙「上 三河碧海郡筒針村 天徳院」とも。

一六― 二 (僧分相応之御用被仰付度ニ付御館様御取成願) 慶応四戊辰年三月 状 一

三州碧海郡渡村善国寺末 同国同郡筒針村 浄土宗 天徳院 寛全

*包紙「上 三河碧海郡筒針村 天徳院」とも。

一六― 一 (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御取成願) 慶応四戊辰年三月 状 一

浄土宗 上野隣松寺末 三州碧海郡渡村 状 一

*包紙「上 三州碧海郡渡村 祐藏寺」とも。

一六― 二 (僧分相応之御用被仰付度ニ付御館様御取成願) 慶応四戊辰年三月 状 一

浄土宗 上野隣松寺末 三州碧海郡渡村 祐藏寺 諦信

*包紙「上 三州碧海郡渡村 祐藏寺」とも。

一六― 一 (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御取成願) 慶応四戊辰年三月 状 一

浄土宗 大樹寺末 三州碧海郡渡村 大通院了嚴

*包紙「上 三州碧海郡渡村 大通院」とも。

一三― 二 (僧分相応之御用被仰付度ニ付御館様御取成願) 慶応四戊辰年三月 一 浄土宗 大樹寺末 三州碧海郡渡苅村 大通 院了嚴 状

*包紙「上 三州碧海郡渡苅村 大通院」とも。

一四― 一 (寺務相続之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御取成願) 慶応四年戊辰三月 一 東本願寺宗 野寺本証寺末 三州碧海郡寺領 村 松韻寺権律師智寛 状

*包紙「三州碧海郡寺領村 松韻寺」とも。

一五― 二 (僧分相応之御用被仰付度ニ付御館様御取成願) 慶応四年戊辰三月 一 東本願寺宗 野寺本証寺末 三州碧海郡寺領 村 松韻寺権律師智寛 状

*包紙「三州碧海郡寺領村 松韻寺」とも。

一六― 一 (寺務相続之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御取成願) 慶応四年戊辰三月 一 浄土宗 上野隣松寺末 三州碧海郡阿弥陀堂 村 幸福寺成禪 状

*包紙「上 阿弥陀堂村 幸福寺」とも。

一七― 二 (僧分相応之御用被仰付度ニ付御館様御取成願) 慶応四年戊辰三月 一 浄土宗 上野隣松寺末 三州碧海郡阿弥陀堂 村 幸福寺成禪 状

*包紙「上 阿弥陀堂村 幸福寺」とも。

一八― 一 (寺務相続之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御取成願) 慶応四戊辰年三月 一 禪宗 梁山曲町妙品寺末 三州額田郡名之内 村 広祥院龍珍 状

*包紙「三州額田郡名之内村 広祥院」とも。

一九― 二 (僧分相応之御用被仰付度ニ付御館様御取成願) 慶応四戊辰年三月 一 禪宗 梁山曲町妙品寺末 三州額田郡名之内 村 広祥院龍珍 状

*包紙「三州額田郡名之内村 広祥院」とも。

二〇― 一 (寺務相続之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御取成願) 慶応四年戊辰三月 一 浄土宗 山中法藏寺末寺 三河国額田郡池金 村 養薬寺器空 状

*包紙「上 三河国額田郡池金村 養薬寺」とも。

二一― 二 (僧分相応之御用被仰付度ニ付御館様御取成願) 慶応四年戊辰三月 一 浄土宗 山中法藏寺末寺 三河国額田郡池金 村 養薬寺器空 状

番 号 表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

*包紙「上 三河国額田郡池金村 養樂寺」とも。

一六― 一 (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御取成願)

慶応四年戊辰三月

禪宗 瀧村万松寺末 三州額田郡明大寺村安
心院仙乗 状

*包紙「三州額田郡明大寺村 安心院」とも。

一六― 二 (僧分相心之御用被仰付度ニ付御館様御取成願)

慶応四年戊辰三月

禪宗 瀧村万松寺末 三州額田郡明大寺村安
心院仙乗 状

*包紙「三州額田郡明大寺村 安心院」とも。

一六― 一 (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御取成願)

慶応四年戊辰三月

浄土宗 大林寺末 三州額田郡岡村宝性院無
住ニ付同宗同寺末 同州同郡岡崎 安養院興
空 状

*包紙「上 三州額田郡岡村宝性院」とも。

一六― 二 (僧分相心之御用被仰付度ニ付御館様御取成願)

慶応四年戊辰三月

浄土宗 大林寺末 三州額田郡岡村宝性院無
住ニ付同宗同寺末 同州同郡岡崎 安養院興
空 状

*包紙「上 三州額田郡岡村宝性院」とも。

一七― 一 松平与次郎領分 三州宝飯郡牧山村 光林寺(包紙)

(慶応四年二月カ)

包紙

一七― 二 (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御執成願)

慶応四年戊辰年三月一三日

松平与次郎領分 三州宝飯郡牧山村 光林寺 状

一七― 三 (僧分相心之御用被仰付度ニ付御館様御執成願)

慶応四年戊辰年三月一三日

松平与次郎領分 三州宝飯郡牧山村 光林寺 状

一七― (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御執成願)

慶応四年戊辰年三月一三日

松平与次郎領分 三州宝飯郡清田村 安樂寺 状

*包紙「上 松平与次郎領分 三州宝飯郡清田村 安樂寺」とも。

一七― (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御執成願)

慶応四年戊辰年三月一三日

松平与次郎領分 三州宝飯郡蒲形村 天桂院 状

*包紙「上 松平与次郎領分 三州宝飯郡蒲形村 天桂院」とも。

一七― (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御執成願)

慶応四年戊辰年三月一三日

松平与次郎領分 三州宝飯郡蒲形村 長存寺 状

*包紙「上 松平与次郎領分 三州宝飯郡蒲形村 長存寺」とも。

一四 (寺務相続之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御執成願) 慶応四戊辰年三月一三日 松平与次郎領分 三州宝飯郡五井村 長泉寺 状

*包紙「上 松平与次郎領分 三州宝飯郡五井村 長泉寺」とも。

一五 (寺務相続之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御執成願) 慶応四戊辰年三月 板倉小次郎知行所 三州額田郡深溝村 長満寺 状

*包紙「上 板倉小次郎知行所 三州額田郡深溝村 長満寺」とも。

一六 (寺務相続之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御執成願) 慶応四戊辰年三月 板倉小次郎知行所 三州額田郡深溝村 三光院 状

*包紙「上 板倉小次郎知行所 三州額田郡深溝村 三光院」とも。

一七 (相応可然御用被仰付度ニ付願書) 慶応四年辰二月 水野出羽守領分 三州大浜 熊野權現神主 長田宮内 田宮内昌盈 状

*包紙「上 水野出羽守 三州大浜 熊野權現神主 長田宮内」とも。

一八 社家之証書六通京地江可廻歟伺之事(紙札) (慶応四年) 紙札

一九 (相応之御用被仰付度ニ付御執成願) 慶応四年辰二月 三河国額田郡高宮 六所大明神神主大竹将 監 他五名 状

*包紙「上」とも。

二〇 (社務相続之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御取成願) 慶応四戊辰年三月 三河国額田郡能見村 神明社人 深見秀之丞 正信 状

*包紙「三州額田郡能見村 深見秀之丞」とも。

二一 (私相心之御用被仰付度ニ付御館様御取成願) 慶応四戊辰年三月 三河国額田郡能見村 神明社人 深見秀之丞 正信 状

*包紙「三州額田郡能見村 深見秀之丞」とも。

二二 (社務相続之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御取成願) 慶応四戊辰年三月 三州額田郡鴨田村 天満宮社人 酒部勘之丞 是忠 状

*包紙「三州額田郡鴨田村 酒部勘之丞」とも。

二三 (私相心之御用被仰付度ニ付御館様御取成願) 慶応四戊辰年三月 三州額田郡鴨田村 天満宮社人 酒部勘之丞 是忠 状

番号表題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

*包紙「三州額田郡鳴田村 酒部勘之丞」

一八一 一 (社務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御執成願) 慶応四年戊辰三月

三河国碧海郡渡苅村 鹿嶋大明神社人 神谷幸吉直幹 状

*包紙「上 三河国碧海郡渡苅村 鹿嶋大明神社人 神谷幸吉」とも。

一八一 二 (何卒相応之御用被仰付度ニ付御館様御取成願) 慶応四年戊辰三月

三河国碧海郡渡苅村 鹿嶋大名神社人 神谷幸吉直幹 状

*包紙「上 三河国碧海郡渡苅村 鹿嶋大明神社人 神谷幸吉」とも。

一八一 一 (神務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御執成願) 慶応四年戊辰三月

三河国碧海郡宮地村 犬頭大明神社人 作之 烝他四名 状

*包紙「上 三河国碧海郡宮地村 犬頭大明神社人 作之烝外四人」とも。

一八一 二 (私共相応之御用被仰付度ニ付御館様御執成願) 慶応四年戊辰三月

三河国碧海郡宮地村 犬頭大明神社人 作之 烝他四名 状

*包紙「上 三河国碧海郡宮地村 犬頭大明神社人 作之烝外四人」とも。

一八一 一 (社家相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御執成願) 慶応四年戊辰三月

板倉小次郎知行所 三州額田郡深溝村 天王 神主 池野与十郎 状

*包紙「上 板倉小次郎知行所 三州額田郡深溝村 天王神主 池野与十郎」とも。

一八一 二 (社家相応之御用被仰付度ニ付証書) 慶応四年戊辰三月

板倉小次郎知行所 三州額田郡深溝村 天王 神主 池野与十郎 状

*包紙「上 板倉小次郎知行所 三州額田郡深溝村 天王神主 池野与十郎」とも。

一八一 一 (社家相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御執成願) 慶応四年戊辰三月

板倉小次郎知行所 三州幡豆郡江原村 神明 神主 長坂備後守 状

*包紙「上 板倉小次郎知行所 三州幡豆郡江原村 神明神主 長坂備後守」とも。

一八一 二 (社家相応之御用被仰付度ニ付証書) 慶応四年戊辰三月

板倉小次郎知行所 三州幡豆郡江原村 神明 神主 長坂備後守 状

*包紙「上 板倉小次郎知行所 三州幡豆郡江原村 神明神主 長坂備後守」とも。

一六 (相応可然御指揮被仰付度旨願書)

慶応四年辰二月

水野出羽守領分 三州大浜 熊野權現神主長 田内蔵介白斐 状

一

*包紙「上 水野出羽守領分 三州大浜 熊野權現神主 長田内蔵介」とも。

一七 一 (神務相続之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御取成願)

慶応四戊辰年三月

三河国碧海郡橋目村 白山宮社人 矢田甚右 衛門吉則 状

一

*包紙「橋目村社人 矢田甚右衛門」とも。

一七 二 (私相応之御用被仰付度ニ付御館様御取成願)

慶応四戊辰年三月

三河国碧海郡橋目村 白山宮社人 矢田甚右 衛門吉則 状

一

*包紙「橋目村社人 矢田甚右衛門」とも。

一八 一 (神務相続之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御取成願)

慶応四戊辰年三月

三河国碧海郡上青野村 神明宮神主 赤堀但 馬慧典 状

一

*包紙「上青野村 神主 赤堀但馬」とも。

一八 二 (神職相応之御用被仰付度ニ付御館様御取成願)

慶応四戊辰年三月

三河国碧海郡上青野村 神明宮神主 赤堀但 馬慧典 状

一

*包紙「上青野村 神主 赤堀但馬」とも。

一九 一 (神務相続之儀御執成被成下度ニ付願書)

慶応四戊辰年三月

三河国碧海郡上野 天王神主 下村式部信寿 状

一

*包紙「上 上野天王神主 下村式部」とも。

一九 二 (神主相応之御用被仰付度ニ付御館様御取成願)

慶応四戊辰年三月

三河国碧海郡上野 天王神主 下村式部信寿 状

一

*包紙「上 上野天王神主 下村式部」とも。

二〇 一 (神務相続之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御取成願)

慶応四戊辰年三月

三河国碧海郡下青野村 椿宮神主 浅井伊予 行前 状

一

*包紙「上 三河国碧海郡下青野村 神主 浅井伊予」とも。

二〇 二 (何卒相応之御用被仰付度ニ付御館様御取成願)

慶応四戊辰年三月

三河国碧海郡下青野村 椿宮神主 浅井伊予 行前 状

一

*包紙「上 三河国碧海郡下青野村 神主 浅井伊予」とも。

番号表題	年月日	差出(作成)↓宛所	形態・数量
一九一 一 (神務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御取成願) *包紙「上宮地村社人市川登之介」とも。	慶応四戊辰年三月	三河国碧海郡宮地村 犬頭大明神社人市川登之介義冷	状 一
一九一 二 (私相応之御用被仰付度ニ付御館様御取成願) *包紙「上宮地村社人市川登之介」とも。	慶応四戊辰年三月	三河国碧海郡宮地村 犬頭大明神社人市川登之介義冷	状 一
一九一 一 (勤王之志興起仕ニ付御家江伺無之候而者旧幕府之其指揮ニ応し申間敷旨証書) *包紙「証書 三州額田郡大門 八釵宮神主 藤江能登路」とも。	慶応四戊辰年二月	三州額田郡大門村 八釵宮神主 藤江能登路 常朝	状 一
一九一 二 (勤王之志興起仕ニ付御家江伺無之候而者旧幕府之其指揮ニ応し申間敷旨証書) *包紙「証書 三州額田郡大門 八釵宮神主 藤江能登路」とも。	慶応四戊辰年二月	三州額田郡大門村 八釵宮神主 藤江能登路 常朝	状 一
一九一 一 (神務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御取成願) *包紙「願書 三州額田郡大門 八釵宮神主 藤江能登路」とも。	慶応四戊辰年三月	三州額田郡大門村 八釵宮神主 藤江能登路 常朝	状 一
一九一 二 (朝命之趣遵奉仕別紙之証書尾張様参与御役所江差出候ニ付御取次願) *包紙「口上書 藤江能登路」とも。	(慶応四年)辰三月	三州額田郡大門村 八釵宮神主 藤江能登路 常朝	状 一
一九四 (於京都表被仰出候御書付五通御達之趣中在府ニ付可申聞候旨書付) *包紙「御請書 服部中家来 馬淵金吾」とも。	慶応四戊辰年二月三日	服部中家来 馬淵金吾	状 一
一九五 (於京都表被仰出候御書付五通御達之趣主人在府ニ付可申聞候旨書付) *包紙「御請書 近藤邦太郎家来 久保田増造」とも。	慶応四年辰二月三日	近藤邦太郎家来 久保田増造	状 一

一六
（於京都表被仰出候御書付五通御達之趣力之助在府ニ付可申聞候旨書付）
慶応四戊辰二月三日
近藤力之助家来 横田保兵衛
状 一

一七
*包紙「御請書 近藤力之助家来 横田保兵衛」とも。
（於京都表被仰出候御書付五通御達之趣主人在府ニ付可申聞候旨書付）
慶応四年辰二月三日
近藤隼人家来 鈴木栄十郎
状 一

一八
*包紙「御請書 近藤隼人家来 鈴木栄十郎」とも。
（於京都表被仰出候御書付五通御達之趣義太郎在府ニ付可申聞候旨書付）
慶応四辰年二月三日
高木義太郎家来 平野理惣治
状 一

一九
*包紙「御請書 高木義太郎家来 平野理惣治」とも。
（於京都表被仰出候御書付五通御達之趣甚十郎在府ニ付可申聞候旨書付）
慶応四辰年二月三日
加々爪甚十郎家来 鈴木兵右衛門
状 一

二〇
*包紙「御請書 加々爪甚十郎家来 鈴木兵右衛門」とも。
（於京都表被仰出候御書付五通御達之趣兵庫助在府ニ付可申聞候旨書付）
慶応四辰年二月三日
近藤兵庫助家来 赤石小左衛門
状 一

二一
*包紙「御請書 近藤兵庫助 赤石小左衛門」とも。
（於京都表被仰出候御書付五通御達之趣順三郎在府ニ付可申聞候旨書付）
慶応四辰年二月三日
堀順三郎家来 鈴木熊右衛門
状 一

二二
*包紙「御請書 堀順三郎家来 鈴木熊右衛門」とも。
（於京都表被仰出候御書付五通御達之趣一学在府ニ付可申聞候旨書付）
慶応四辰年二月三日
秋元一学家来 鈴木貞一
状 一

二三
*包紙「御請書 秋元一学家来 鈴木貞一」とも。
以書付奉願候（私知行所江住居仕度箱根御関所等御通行之御印鑑御渡被下度ニ付）
慶応四年辰年四月五日
柴田岩五郎↓参謀方 御役人衆中
状 一

二四
*包紙「証書」とも。
（大納言様御指図を請勤王之御奉公相勤度ニ付御取成願）
（慶応四年）二月七日
松平上総介名代嫡子 松平国次郎
状 一

番号表題	年月日	差出(作成)↓宛所	形態・数量
三二五 (徳川慶喜雖一家同宗朝命遜奉之外他心無御座候ニ付書)	慶応四年戊辰三月	松平上総介	状 一
*包紙「大惣督府江差上分証書写 松平上総介」とも。			
三二六 於池上本門寺橋本様柳原様江御印鑑願并御機嫌伺之節手続書	(慶応四年)四月二二日	柴田岩次郎家来 横井千之丞 他一名	状 一
*包紙「手続書」とも。			
三二七 (大納言様勤王之御尽力ニ付御用被仰付度旨願書)	(慶応四年)二月	松平甚助	状 一
*包紙「上 松平甚助願書」とも。			
三二八 口上手扣(御屋形様江万端御指揮奉願度ニ付)	(慶応四年)二月	大岡越前守使者 篠田勇三郎	状 一
三二九 御請書(勤王尊奉之真偽御糺之所於朝命少茂違背不仕候ニ付)	(慶応四年)二月	駿府御城代組与力 朝比奈篤之助↓本多紀伊守殿	状 一
*包紙「御請書 駿府御城代組与力 朝比奈篤之助」とも。			
三三〇 御請書(勤王尊奉之真偽御糺之所於朝命少茂違背不仕候ニ付)	(慶応四年)二月	駿府御城代組与力 澤田謹輔↓本多紀伊守殿	状 一
*包紙「御請書 駿府御城代組与力 澤田謹輔」とも。			
三三一 御請書(勤王尊奉之真偽御糺之所於朝命少茂違背不仕候ニ付)	(慶応四年)二月	駿府御城代組与力 大原主馬介↓本多紀伊守殿	状 一
*包紙「御請書 駿府御城代組与力 大原主馬介」とも。			
三三二 (幣藩者勿論近傍之諸侯与申合勉勵努力勤王可仕候ニ付書)	慶応四戊辰年二月	田沼玄蕃頭内 篠原昌左衛門 他四名	状 一
*包紙「証書」とも。			
三三三 (主人孫三郎儀相応之御用被仰付度ニ付再願書)	慶応四戊辰年二月	三河国碧海郡根崎村 寄合 松平孫三郎用人 鈴木喜平治 他三名	状 一
*包紙「上 松平孫三郎家来 鈴木喜平治・羽田善之助・森新八郎・羽田謹之助」とも。			

二四一 一 御請書 駿府御城代 老通 同御医師 老通(包紙) (慶応四年)

二四二 二 御請書(勤王尊奉之真偽御糺之所於朝命少茂違背不仕候ニ付) 御医師 塩谷桃軒 ↓ 本多紀伊守殿 状 一

*包紙「御請書 塩谷桃軒」とも。

二五 御請書(勤王尊奉之真偽御糺之所於朝命少茂違背不仕候ニ付) (慶応四年)二月 御代官 田上寛藏 ↓ 本多紀伊守殿 状 一

*包紙「御請書 田上寛藏」とも。

二六 (本多紀伊守駿府御城代改而被仰付候得共小藩之儀ニ付私人数も兼而差出置厳重可致守衛旨御請書) (慶応四年)三月 本多美濃守 状 一

*包紙「本多美濃守」とも。

二七 口上之覚(勤王尊奉之御導ニ而其節吉田御役場江証書差出し置申候ニ付) (慶応四年)二月 当国宝飯郡平地村 桑嶋鉛吉知行所割元 都筑源左衛門 ↓ 本多美濃守様御内緒方七郎殿 他一名 状 一

*包紙「上 諸藩江兼而諸出差出有之趣請書 桑嶋鉛吉知行所割元 都筑源左衛門」とも。

二八 御請書(勤王尊奉之真偽御糺之所於朝命少茂違背不仕候ニ付) (慶応四年)二月 駿府勤番 山中鑑三郎 ↓ 本多紀伊守殿 状 一

*包紙「御請書 山中鑑三郎」とも。

二九 御請書(勤王尊奉之真偽御糺之所於朝命少茂違背不仕候ニ付) (慶応四年)二月 駿府御城代組与力 遠山新五右衛門 ↓ 本多紀伊守殿 状 一

*包紙「御請書 駿府御城代組与力 遠山新左衛門」とも。

三〇一 一 御請書 駿府御武具奉行 老通 同同心 老通(包紙) (慶応四年) 包紙 一

三〇二 二 御請書(勤王尊奉之真偽御糺之所於朝命少茂違背不仕候ニ付) (慶応四年)二月 駿府御武具奉行 山本謙之助 ↓ 本多紀伊守殿 状 一

*包紙「御請書」とも。「駿府御武具奉行」という付箋あり。

三三 御請書(勤王尊奉之真偽御糺之所於朝命少茂違背不仕候ニ付) (慶応四年)二月 駿府御武具奉行 同心 小坂幸藏 他二名 ↓ 本多紀伊守殿 状 一

「勤王誘引書類」目録

番号表題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

*包紙「御請書」とも。「駿府御武具奉行同心」という付箋あり。

三三
(大納言様勤王之御尽力被為在候ニ付私共之赤心御憐察 慶応戊戌年二月二日
被成下可然御用被仰付度ニ付願書)

駿州田中 本多紀伊守家来 高瀬彦六郎

状 一

*包紙「上願書」とも。

三三
御請書(勤王尊奉之真偽御糺之所於朝命少茂違背不仕候ニ
付)

駿府御城代組同心 白井定藏 他四九名 ↓ 状

一

*包紙「御請書 駿府御城代組同心 大嶋嘉十郎 白井定藏」とも。

三四
御請書(勤王尊奉之真偽御糺之所於朝命少茂違背不仕候ニ
付)

駿府御城代組与力 加藤三郎 ↓ 本多紀伊

状 一

*包紙「御請書 駿府御城代組与力 加藤三郎」とも。

三五
御請書(勤王尊奉之真偽御糺之所於朝命少茂違背不仕候ニ
付)

駿府御城代組与力 大原敬 ↓ 本多紀伊守

状 一

*包紙「御請書 駿府御城代組与力 大原敬」とも。

三六
御請書(勤王尊奉之真偽御糺之所於朝命少茂違背不仕候ニ
付)

駿府御城代組与力 磯部斉 ↓ 本多紀伊守

状 一

*包紙「御請書 駿府御城代組与力 磯部斉」とも。

三七
御請書(勤王尊奉之真偽御糺之所於朝命少茂違背不仕候ニ
付)

駿府御城代組与力 牧原源十郎 ↓ 本多紀

状 一

*包紙「御請書 駿府御城代組与力 牧原源十郎」とも。

三六
御請書(勤王尊奉之真偽御糺之所於朝命少茂違背不仕候ニ
付)

駿府御城代組与力 岡田三郎 ↓ 本多紀伊

状 一

*包紙「御請書 駿府御城代組与力 岡田三郎」とも。

三九
御請書(勤王尊奉之真偽御糺之所於朝命少茂違背不仕候ニ
付)

駿府勤番 渡辺帯刀 ↓ 本多紀伊守殿

状 一

*包紙「御請書 駿府勤番 渡辺帯刀」とも。

三〇	御請書(勤王尊奉之真偽御糺之所於朝命少茂違背不仕候ニ付) *包紙「御請書 秋田三郎左衛門」とも。 (慶応四年)二月 駿府勤番組頭 秋田三郎左衛門 ↓ 本多紀伊守殿 状 一
三一	御請書(勤王尊奉之真偽御糺之所於朝命少茂違背不仕候ニ付) *包紙「御請書 天野数馬」とも。 (慶応四年)二月 駿府勤番 天野数馬 ↓ 本多紀伊守殿 状 一
三二	御請書(勤王尊奉之真偽御糺之所於朝命少茂違背不仕候ニ付) *包紙「御請書 新見中務」とも。 (慶応四年)二月 駿府勤番 新見中務 ↓ 本多紀伊守殿 状 一
三三	御請書(勤王尊奉之真偽御糺之所於朝命少茂違背不仕候ニ付) *包紙「御請書 山崎長助」とも。 (慶応四年)二月 駿府勤番 山崎長助 ↓ 本多紀伊守殿 状 一
三四	御請書(勤王尊奉之真偽御糺之所於朝命少茂違背不仕候ニ付) *包紙「御請書 松平八郎左衛門」とも。 (慶応四年)二月 駿府勤番 松平八郎左衛門 ↓ 本多紀伊守殿 殿 状 一
三五	御請書(勤王尊奉之真偽御糺之所於朝命少茂違背不仕候ニ付) *包紙「御請書 布施十兵衛」とも。 (慶応四年)二月 駿府勤番 布施十兵衛 ↓ 本多紀伊守殿 状 一
三六	御請書(勤王尊奉之真偽御糺之所於朝命少茂違背不仕候ニ付) *包紙「御請書 布施金弥」とも。 (慶応四年)二月 駿府勤番 布施金弥 ↓ 本多紀伊守殿 状 一
三七	御請書(勤王尊奉之真偽御糺之所於朝命少茂違背不仕候ニ付) *包紙「御請書 小川国太郎」とも。 (慶応四年)二月 駿府勤番 小川国太郎 ↓ 本多紀伊守殿 状 一
三八	御請書(勤王尊奉之真偽御糺之所於朝命少茂違背不仕候ニ付) (慶応四年)二月 駿府勤番 田屋仙右衛門 ↓ 本多紀伊守殿 状 一

番号表題	年月日	差出(作成)↓宛所	形態・数量
三三九 *包紙「御請書 田屋仙右衛門」とも。 御請書(勤王尊奉之真偽御札之所於朝命少茂違背不仕候ニ付) *包紙「御請書 堀田政之助」とも。	(慶応四年)二月	駿府勤番 堀田政之助 ↓ 本多紀伊守殿	状 一
三四〇 御請書(勤王尊奉之真偽御札之所於朝命少茂違背不仕候ニ付) *包紙「御請書 窪嶋鎗太郎」とも。	(慶応四年)二月	駿府勤番 窪嶋鎗太郎 ↓ 本多紀伊守殿	状 一
三四一 (大納言様勤王之御事奉承候ニ付私共儀随御指揮度旨御執成願) *包紙「上」とも。	慶応四戊辰年二月一日	遠州浜松 井上河内守家来 年寄 浅村勝司	状 一
三四二 (從京都被仰出候御書付五通之趣并遠江内大小名江可申達旨御請書) *包紙「御請書」とも。	慶応四戊辰年二月	井上河内守家来 年寄 高瀬麻右衛門 他三名	状 一
三四三 (京都表被仰出候御書付五通御達之趣主人京住ニ付早速可申聞候旨書付) *包紙「御請書 近藤登之助家来 村上半右衛門」とも。	慶応四辰年二月三日	大澤侍從内 安間又左衛門	状 一
三四四 (京都表被仰出候御書付五通御達之趣登之助在府ニ付早速可申聞候旨書付) *包紙「御請書 近藤登之助家来 村上半右衛門」とも。	慶応四戊辰年二月三日	近藤登之助家来 村上半右衛門	状 一
三四五 (京都表被仰出候御書付五通御達之趣弘之助在府ニ付早速可申聞候旨書付) *包紙「御請書 松平弘之助家来 村木豊次郎」とも。	慶応四戊辰年二月三日	松平弘之助家来 村木豊次郎	状 一
三四六 (京都表被仰出候御書付五通御達之趣筑後守在府中ニ付早速可申聞候旨書付) *包紙「御請書 松平筑後守家来 安間佐市」とも。	(慶応四年)辰二月	松平筑後守家来 安間佐市	状 一

二四七 (京都表被仰出候御書付五通御達之趣鏈之進在府ニ付早速可申聞候旨書付) 慶応四辰年二月三日 皆川鏈之進家来 伊藤完一 状 一

二四八 *包紙「御請書 皆川鏈之進家来 伊藤完一」とも。
(大納言様御事格別勤王之御尽力被為在候ニ付可然御用被仰付度旨願書) 慶応四辰年二月三日 三河国加茂郡大鳴村 石川鞠負家来 岡崎亀三郎 状 一

二四九 (大納言様御事格別勤王之御尽力被為在候ニ付可然御用被仰付度旨願書) 慶応四戊辰年二月 松平孫三郎知行所 三州碧海郡根崎村陣屋 詰 羽田善之進 状 一

二五〇 (大納言様御事格別勤王之御尽力被為在候ニ付可然御用被仰付度旨願書) 慶応四戊辰年二月 稻垣藤九郎知行所 三州碧海郡古原村陣屋 詰 石川斎 状 一

二五一 (王制復古之御時節ニ付大納言様ニ蒙御指揮勤王仕度旨願書) 慶応四戊辰年二月六日 水野出羽守家来 参州大浜陣屋詰 遠藤甚八郎俊民 状 一

二五二 (大納言様御事格別勤王之御尽力被為在候ニ付可然御用被仰付度旨願書) 慶応四戊辰年二月 三州賀茂郡松平郷 松平太郎左衛門家来 成瀬主鈴 状 一

二五三 (大納言様御事格別勤王之御尽力被為在候ニ付可然御用被仰付度旨願書) 慶応四辰年二月三日 三河国額田郡保久村 石川兵庫介家来 近藤宗左衛門 状 一

二五四 (大納言様御事格別勤王之御尽力被為在候ニ付可然御用被仰付度旨願書) 慶応四戊辰年二月二日 駿州沼津 水野出羽守家来 三浦小平太他一名 状 一

二五五 *包紙「上」とも。
(大納言様御事格別勤王之御尽力被為在候ニ付可然御用被仰付度旨願書) 慶応四戊辰年二月二四日 駿州小島 松平丹後守家来 伊藤均平他一名 状 一

二五六 *包紙「勤王願書 御家江依頼」とも。
(信州諸藩者都而當御家ニ而御取扱候ニ付相応之御奉公被仰付度旨口上書) (慶応四年)三月 信州伊奈郡山本陣屋 近藤利三郎 状 一

二五七 *包紙「口上書 信州伊奈郡山本陣屋 近藤利三郎」とも。
乍恐以書附願上候(私共村方之儀尾州様御預所ニ相成安隱之思をなし度ニ付) 慶応四戊辰年二月 信濃国埴科郡下戸倉村 柳沢嘉一郎 状 一

番号表題	年月日	差出(作成)↓宛所	形態・数量
二五八 *包紙「上」とも。 (御一新ニ付朝命之趣遵奉仕御家之御指揮を請勤王之儀厚相心得度旨証書) *包紙「上」とも。	慶応四戊辰年二月	山邨勅負↓誘引懸御役人中	状 一
二五九 (知行是迄之通被仰出難有仕合奉存候旨書付)	(慶応四年)辰二月	坪内嘉兵衛	状 一
二六〇 覚(二ヶ条御達之趣奉畏候ニ付)	慶応四年辰二月	松平判部大輔家来 西村次右衛門	状 一
二六一 御判物御朱印目録 *包紙「手目録 法蔵寺」とも。	慶応四年戊辰三月	法蔵寺↓本宿御役所	状 一
二六二 (法蔵寺由緒書) *包紙「由緒書 三河国額田郡山中郷」とも。	(慶応四年三月)	三州額田郡山中郷 法蔵寺↓尾州様待賓館 御役人衆	状 一
二六三 (後花園院繪旨写) *包紙「三河国額田郡山中郷 法蔵寺」とも。	宝徳三年三月一八日	左中弁↓三河国法蔵寺暢光上人即房	状 一
二六四 一 今川義元朝臣御判物写四通(包紙)	(慶応四年)	三河国額田郡山中郷 法蔵寺	包紙 一
二六四 二 (今川義元寄進状写) *「今川義元朝臣御判物写」という付箋あり。	七月二二日	治部大輔↓法蔵寺教翁	状 一
二六五 (今川義元禁制写) *「今川義元朝臣御判物写」という付箋あり。	七月二二日	治部大輔	状 一
二六六 参河国山中法蔵寺領之事(写) *「今川義元朝臣御判物写」という付箋あり。	天文二三年一〇月二二日	治部大輔↓法蔵寺	状 一
二六七 参河国山中法蔵寺領并当中領増分等之事(写) *「今川義元朝臣御判物写」という付箋あり。	永禄二年二月一六日	治部大輔↓法蔵寺教翁上人	状 一

二六八 (禁制写) 天正一八年正月 (豊臣秀吉) ↓ 勅願所 三河国山中法蔵寺 状 一

二六九 一 東照宮様御判物写三通(包紙) *包紙「三河国額田郡山中郷法蔵寺」とも。「豊臣秀吉公御朱印写壱通」「豊臣秀吉公御朱印写」という付箋あり。 三河国額田郡山中郷 法蔵寺 包紙 一

二六九 二 法蔵寺境内分野山谷々并忠堂料之事(写) 永禄八年四月二日 元康 他三名 ↓ 教翁上人教山との末寺 状 一

*「東照宮様御判物写」という付箋あり。

二七〇 山中法蔵寺領之事(写) 永禄三年庚申七月九日 松平蔵人佐元康 ↓ 山中法蔵寺 状 一

*「東照宮様御判物写」という付箋あり。

二七一 定(禁制写) 永禄三庚申年七月九日 松平蔵人佐元康 状 一

*「東照宮様御判物写」という付箋あり。

二七二 (大猷院様御朱印写) 寛永一九年九月二四日 (徳川家光) ↓ 法蔵寺 状 一

*包紙とも。「大猷院様御朱印写 三河国額田郡山中郷浄土宗法蔵寺」という付箋あり。

二七三 (嚴有院様御朱印写) 寛文五年七月一日 (徳川家綱) ↓ (法蔵寺) 状 一

*包紙とも。「嚴有院様御朱印写 三河国額田郡山中郷浄土宗法蔵寺」という付箋あり。

二七四 (常憲院様御朱印写) 貞享二年六月一日 (徳川綱吉) ↓ (法蔵寺) 状 一

*包紙とも。「常憲院様御朱印写 三河国額田郡山中郷浄土宗法蔵寺」という付箋あり。

二七五 (有徳院様御朱印写) 享保二年七月一日 (徳川吉宗) ↓ (法蔵寺) 状 一

*包紙とも。「有徳院様御朱印写 三河国額田郡山中郷浄土宗法蔵寺」という付箋あり。

二七六 (惇信院様御朱印写) 延享四年八月一日 (徳川家重) ↓ (法蔵寺) 状 一

*包紙とも。「惇信院様御朱印写 三河国額田郡山中郷浄土宗法蔵寺」という付箋あり。

二七七 (浚明院様御朱印写) 宝曆二年八月一日 (徳川家治) ↓ (法蔵寺) 状 一

*包紙とも。「浚明院様御朱印写 三河国額田郡山中郷浄土宗法蔵寺」という付箋あり。

二七八 (文恭院様御朱印写) 天明八年九月一日 (徳川家斉) ↓ (法蔵寺) 状 一

*包紙とも。「文恭院様御朱印写 三河国額田郡山中郷浄土宗法蔵寺」という付箋あり。

番 号 表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

二七九 (慎徳院様御朱印写)

天保一〇年九月一日

(徳川家慶) ↓ (法蔵寺)

状 一

*包紙とも。 「慎徳院様御朱印写 三河国額田郡山中郷浄土宗法蔵寺」という付箋あり。

二八〇 (温恭院様御朱印写)

安政二年九月一日

(徳川家定) ↓ (法蔵寺)

状 一

*包紙とも。 「温恭院様御朱印写 三河国額田郡山中郷浄土宗法蔵寺」という付箋あり。

二八一 (昭徳院様御朱印写)

万延元年九月一日

(徳川家茂) ↓ (法蔵寺)

状 一

*包紙とも。 「昭徳院様御朱印写 三河国額田郡山中郷浄土宗法蔵寺」という付箋あり。

二八二 誓書(大納言様勤王筋御誘引被為遊候ニ付勤王勉勵仕度ニ付)
慶応四年戊辰三月

三河国額田郡山中郷 法蔵寺 ↓ 尾州様待
賓館御役人中

状 一

*包紙「誓書 三河国額田郡山中郷法蔵寺」とも。

二八三 (幣藩者勿論近傍之諸侯与申合勉勵勤王可仕候事他四ヶ条
尊奉可仕候旨証書)
慶応四年辰二月

三州岡崎 本多美濃守家老 都筑惣左衛門

状 一

(勤王之儀御導被成下候処主人在江戸ニ付申達証書可差
上旨書付)

二八四 (勤王之儀御導被成下候処主人在江戸ニ付申達証書可差
上旨書付)
慶応四年戊辰二月

松平数馬知行所 三州加茂郡滝脇村陣屋詰
深津藤蔵

状 一

二八五 (勤王之儀御導被成下候処主人在江戸ニ付申達証書可差
上旨書付)
慶応四年辰二月

山本大膳内 足立延蔵

状 一

(大納言様格別勤王之御尽力被為在候付可然御用被仰付
候様仕度旨願書)
慶応四年戊辰年二月

板倉甲斐守家来 紺野権兵衛 他一名

状 一

*包紙「上 板倉甲斐守家来 関野清一・紺野権兵衛」とも。

二八七 (幣藩者勿論近傍之諸侯与申合勉勵勤王可仕候事他四ヶ条
遵奉可仕候旨証書)
慶応四年戊辰年二月

稲垣藤九郎知行所 三州碧海郡吉原村陣屋詰
詰 石川斎

状 一

二八八 (御家江伺之上ならてハ徳川庶人之指揮ニ応申問敷事他二
ヶ条遵奉可仕候旨証書)
慶応四年辰二月

小笠原兵庫介

状 一

二八九 御請書(幣藩者勿論近傍之諸侯与申合勉勵勤王可仕候事他
四ヶ条遵奉可仕候ニ付)
慶応四年辰二月

大岡越前守重臣 篠田勇三郎

状 一

二九〇 (旧幕府之指揮有之候共御家江伺無之指揮ニ応シ申間敷事
等四ヶ条遵奉可仕候旨証書) 慶応四年辰二月 状 一
本多左内家来 和田龍助

二九一 (於私勤王遵奉之底意ニ念無御座候ニ付証書) (慶応四年)二月 林玄養 状 一

二九二 (勤王遵奉ニ念無御座主人日向守同意何様ニ茂尽力相勤申
度ニ付書付) 慶応四辰年二月 本多日向守家来 三橋源之助 他四名 状 一

二九三 (幣藩者勿論近傍之諸侯与申合勉勵勤王可仕候事他五ヶ条
遵奉可仕候旨証書) 慶応四辰年二月 西尾隠岐守家来 青山源右衛門 他二名 状 一

二九四 (勤王之儀御導被成下候処ニ付主人方江申達証書可差上旨書
付) 慶応四年辰二月 三州幡豆郡中田村 榊原直吉陣屋詰 牧奎之
輔 ↓ 本多美濃守様御内 緒方七郎殿 他一
名 状 一

二九五 (勤王之儀御導被成下候処庫三郎義勤王遵奉ニ付中泉・赤
坂陣屋詰同役共より差上置候書付) 慶応四年二月 大竹庫三郎手代 永島貴三郎 他一名 状 一

二九六 (勤王之儀御導被成下候処主人在江戸ニ付申達候旨書付) 慶応四戊辰年二月 津田銈次郎家来 大西新右衛門 ↓ 本多美
濃守様御内 緒方七郎様 他一名 状 一

二九七 (旧幕府之指揮有之候共御家江伺無之指揮ニ応シ申間敷事等
四ヶ条遵奉可仕候旨証書) 慶応四戊辰年二月 安部政太郎知行所 三州八名郡養父村・安
部留之丞知行所 同国同郡塩沢村 両知行所
兼帶 政太郎家来 富田九太夫 状 一

二九八 (地頭左門儀勤王遵奉別心無御座ニ付請書) 慶応四戊辰年二月 竹本左門知行所 三河国宝飯郡形原村庄屋
山本九郎兵衛 状 一

二九九 (旧幕府之指揮有之候共御家江伺無之指揮ニ応シ申間敷事
等四ヶ条遵奉可仕候旨証書) 慶応四戊辰二月 逸見三之助家来 三州宝飯郡拾石村 木俣文
六 状 一

三〇〇 (旧幕府之指揮有之候共御家江伺無之指揮ニ応シ申間敷事等
四ヶ条遵奉可仕候旨証書) 慶応四年戊辰二月 米津小太夫家来 陶山嘉七郎 状 一

三〇一 (旧幕府之指揮有之候共御家江伺無之指揮ニ応シ申間敷事等
三ヶ条遵奉可仕候旨証書) 慶応四年辰二月 内藤甚十郎内 杉山要助 状 一

三〇二 (勤王遵奉之証書差上知行所江歸邑仕候ニ付相応之御用向
相勤御直御支配被仰付度旨願書) (慶応四年)三月二三日 高八千石 寄合 板倉小次郎 状 一

番号表題	年月日	差出(作成)↓宛所	形態・数量
三〇三 (勤王尊奉之真偽御札向之処朝命奉違背候儀無御座主人証書差上候様可仕旨書付)	慶応四戊辰年三月一九日	吉井鉄丸家来重役代番頭役 小原央 他一名	状 一
三〇四 (御誘引之儀ニ付勤王一途厚相心得近傍諸侯申合勉勵尽力可仕候旨事他三ヶ条遵奉可仕候旨御請書)	慶応四戊辰年三月一〇日	牧野遠江守家来 牧野八郎左衛門 他三名 ↓ 尾張様 待賓館 御役人衆中	状 一
三〇五 (私分知五千石之地所之儀此度御取締相附候而者困迫難渋仕候ニ付御憐察願)	(慶応四年)三月一日	松平伊賀守	状 一
三〇六 (旧幕府之指揮有之候共御家江伺無之決而指揮ニ応シ申間敷事等四ヶ条遵奉可仕候旨証書)	慶応四年辰二月	清水次郎家来 鈴木重兵衛	状 一
三〇七 証書(勤王尊奉之真偽御札之所於朝命少茂違背不仕候ニ付)	慶応四戊辰年二月	本多紀伊守	状 一
三〇八 御請書(勤王尊奉之真偽御札之所於朝命少茂違背不仕候ニ付)	(慶応四年)二月	駿府勤番 三宅久三郎 ↓ 本多紀伊守殿	状 一
三〇九 御請書(勤王尊奉之真偽御札之所於朝命少茂違背不仕候ニ付)	(慶応四年)二月	駿府勤番 後藤弥五兵衛 ↓ 本多紀伊守殿	状 一
三一一 御請書(勤王尊奉之真偽御札之所於朝命少茂違背不仕候ニ付)	(慶応四年)二月	駿府勤番 布施權十郎 ↓ 本多紀伊守殿	状 一
三一二 御請書(勤王尊奉之真偽御札之所於朝命少茂違背不仕候ニ付)	(慶応四年)二月	駿府勤番 志村七郎兵衛 ↓ 本多紀伊守殿	状 一
三二三 御請書(勤王尊奉之真偽御札之所於朝命少茂違背不仕候ニ付)	(慶応四年)二月	駿府牢番人 浦田歌蔵 ↓ 本多紀伊守殿	状 一
三二三 御請書(勤王尊奉之真偽御札之所於朝命少茂違背不仕候ニ付)	(慶応四年)二月	駿府勤番 小林隼之助 ↓ 本多紀伊守殿	状 一
三三四 御請書(勤王尊奉之真偽御札之所於朝命少茂違背不仕候ニ付)	(慶応四年)二月	駿府勤番 川辺小三郎 ↓ 本多紀伊守殿	状 一

三五	(旧幕府之指揮有之候共御家江伺無之指揮ニ応シ申間敷事等四ヶ条遵奉可仕候旨証書)	慶応四戊辰年二月	松平新平家来 永島藤六郎	状	一
三六	(旧幕府之指揮有之候共御家江伺無之指揮ニ応シ申間敷事等四ヶ条遵奉可仕候旨証書)	慶応四年辰二月	嶋田新三郎家来 鈴木慶之助	状	一
三七	証書(幣藩者勿論下タニ至迄王事勤勞仕御下知次第可抽精忠候旨書付)	慶応四辰年二月	遠州相良藩中 鈴木晋平	状	一
三八―一	(妻木主計儀重病ニ付私より不取敢証書差上置近日当人より証書為差上可申旨書付)	慶応四辰年三月	妻木主計伯父 妻木熊二郎	状	一
三八―二	(妻木伝兵衛儀美母大病ニ而延日相成候ニ付先私より不取敢証書差上置近日当人より証書為差上可申旨書付)	慶応四辰年三月	妻木主計伯父 妻木熊二郎	状	一
三九	(勤王之道偏勉勵仕度候間寛大之思召を以美濃国領分同様御取扱被成下置候旨歎願書)	慶応四戊辰年二月	三河国宝飯郡国府 安藤理三郎陣屋詰 西朮助次郎	状	一
三〇	(幣藩者勿論近傍之諸藩与申合勉勵勤王可仕候事他六ヶ条遵奉可仕候旨証書)	慶応四戊辰年二月	諏訪因幡守内 浜八郎兵衛 ↓ 尾州様待賓館 御役人衆中	状	一
三二	御請書(勤王之志興起仕御家江奉倚頼候事等二ヶ条遵奉可仕候ニ付)	慶応四戊辰年二月	大給縫殿頭重役 南澤剛助 他一名	状	一
三三	(近隣諸侯申合勤王之儀勉勵可仕事等五ヶ条御請申上候旨書付)	慶応四年戊辰二月二十九日	松平伊賀守内 鈴木織衛 他一名	状	一
三三	(幣藩者勿論近傍之諸侯与申合勉勵努力勤王可仕候事他二ヶ条遵奉可仕候旨証書)	慶応四辰年三月	本多豊後守家老 本多十郎右衛門 他一名	状	一
三四	(關藩者勿論近隣諸侯申合勤王勉勵尽力可仕候事等五ヶ条ニ付御請書)	慶応四戊辰年二月二十七日	真田信濃守内 河原左京 他二名	状	一
三五	(一藩勤王ニ一定仕近傍諸侯与申合勉勵努力勤王仕候事他四ヶ条遵奉可仕旨証書)	慶応四年戊辰二月	松平丹波守家来 家老 友成頼母	状	一
三六	(神務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御取成願)	(慶応四年)辰三月一日	三河国宝飯郡平尾村神主 山口式部	状	一

番号表題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

三七 (傍近諸藩申合互ニ勉勵尽力勤王可仕候ニ付相應之御用被仰付度旨書付)

内藤志摩守家老 嶋田銳之進 他三名

状 一

三八 (仮令旧府之指揮有之候共御家江伺之上ニ無之候而者指揮ニ応シ申間敷事等四ヶ条遵奉可仕候旨証書)

富松喜太郎知行所 三州宝飯郡竹谷村名主 伴右衛門

状 一

三九 証書(当国相良近領之小給七ヶ所之者糾明仕候処一同証書差出申候ニ付)

遠州相良藩中 鈴木晋平

状 一

四〇 証書(勤勞王事仕度候旨急速江戸表重役江申達主人江申間候ニ付)

大田善太夫用達 原田九郎左衛門

状 一

四一 証書(勤勞王事仕度旨急速江戸表主人江可申間候ニ付)

夏目次郎左衛門用達 永井宇兵衛 他一名

状 一

四二 証書(勤勞王事仕度旨急速江戸表主人江可申間候ニ付)

細井愛之助用達 大庭文右衛門

状 一

四三 証書(勤勞王事仕度旨急速江戸表主人江可申間候ニ付)

水野兵庫用達 大庭嘉兵衛

状 一

四四 証書(勤勞王事仕度旨急速江戸表主人江可申間候ニ付)

大田次郎助用達 大石四郎兵衛

状 一

四五 請書(勤勞王事仕度旨急速江戸表主人江可申間候ニ付)

窪田勝次郎用達 長谷川權三郎

状 一

四六 一 (朝命之趣仰諭有之遠江守証書之儀追而差上可申旨他一ヶ条ニ付証書)

牧野遠江守内 太田宇忠 他一名

状 一

四七 二 (勤王御誘引之儀被仰諭謹承仕候ニ付御請書)

牧野遠江守内 太田宇忠 他一名

状 一

四八 証書(朝命之趣遵奉仕主人志摩守江申間証書可差上候ニ付証書)

内藤志摩守家老 嶋田銳之進 他一名

状 一

四九 (寺務相統之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御執成願)

三州宝飯郡御津 大恩寺 ↓ 尾州様待賓館 御役人中

状 一

五〇 (歴代將軍朱印狀目録)

柴田能登守知行所 三州宝飯郡八幡村 曹洞 宗 西明寺

状 一

五一 (西明寺由緒書)

柴田能登守知行所 三州宝飯郡八幡村 西明 寺 ↓ 尾州様待賓館御役人中

状 一

三四 (権現様御朱印写) 慶長八年八月二六日 (徳川家康) 状 一

*「朱印」という付箋あり。

三四 (台徳院様御朱印写) 元和二年二月二日 (徳川秀忠) ↓ (西明寺) 状 一

*「朱印」という付箋あり。

三四 (大猷院様御朱印写) 寛永一三年一月九日 (徳川家光) ↓ (西明寺) 状 一

*「朱印」という付箋あり。

三四 (嚴有院様御朱印写) 寛文五年七月二日 (徳川家綱) ↓ (西明寺) 状 一

*「朱印」という付箋あり。

三四 (常憲院様御朱印写) 貞享二年六月二日 (徳川綱吉) ↓ (西明寺) 状 一

*「朱印」という付箋あり。

三四 (有徳院様御朱印写) 享保三年七月二日 (徳川吉宗) ↓ (西明寺) 状 一

*「朱印」という付箋あり。

三七 (惇信院様御朱印写) 延享四年八月二日 (徳川家重) ↓ (西明寺) 状 一

*「朱印」という付箋あり。

三四 (浚明院様御朱印写) 宝暦二年八月二日 (徳川家治) ↓ (西明寺) 状 一

*「朱印」という付箋あり。

三九 (文恭院様御朱印写) 天明八年九月一日 (徳川家斉) ↓ (西明寺) 状 一

*「朱印」という付箋あり。

三五 (慎徳院様御朱印写) 天保一〇年九月二日 (徳川家慶) ↓ (西明寺) 状 一

*「朱印」という付箋あり。

三五 (温恭院様御朱印写) 安政二年九月二日 (徳川家定) ↓ (西明寺) 状 一

*「朱印」という付箋あり。

三五 (昭徳院様御朱印写) 万延元年九月一日 (徳川家茂) ↓ (西明寺) 状 一

*「朱印」という付箋あり。

「勤王誘引書類」目録

番号表題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

三三 (寺務相統之儀御執成願)

(慶応四年)

柴田能登守知行所 三州宝飯郡八幡村 国分寺↓尾州様待賓館御役人中

状 一

三四 (歴代將軍御朱印状目録)

(慶応四年)

柴田能登守知行所 三州宝飯郡八幡村 曹洞宗 国分寺

状 一

三五 (愼徳院様御朱印写)

天保一〇年九月二日

(徳川家慶)↓(国分寺)

状 一

*「朱印」という付箋あり。

三六 (温恭院様御朱印写)

安政二年九月二日

(徳川家定)↓(国分寺)

状 一

*「朱印」という付箋あり。

三七 (昭徳院様御朱印写)

万延元年九月二日

(徳川家茂)↓(国分寺)

状 一

*「朱印」という付箋あり。

三八 (大猷院様御朱印写)

慶安二年八月二七日

(徳川家光)↓(国分寺)

状 一

*「朱印」という付箋あり。

三九 (常憲院様御朱印写)

貞享二年六月二日

(徳川綱吉)↓(国分寺)

状 一

*「朱印」という付箋あり。

四〇 (有徳院様御朱印写)

享保三年七月二日

(徳川吉宗)↓(国分寺)

状 一

*「朱印」という付箋あり。

四一 (惇信院様御朱印写)

延享四年八月二日

(徳川家重)↓(国分寺)

状 一

*「朱印」という付箋あり。

四二 (浚明院様御朱印写)

宝暦二年八月二日

(徳川家治)↓(国分寺)

状 一

*「朱印」という付箋あり。

四三 (文恭院様御朱印写)

天明八年九月二日

(徳川家斉)↓(国分寺)

状 一

*「朱印」という付箋あり。

三六四 口上書(慶長度御朱印如先規免許候訳ニ付)

(慶応四年)辰二月 三河国宝飯郡御津 大恩寺

状 一

三六五 (歴代將軍朱印狀目錄)

(慶応四年)辰二月 京都知恩院末 三河国宝飯郡御津 浄土宗 大恩寺

状 一

三六六 (昭徳院様御朱印写)

万延元年九月一日 (徳川家茂) ↓ (大恩寺)

状 一

* 「朱印」という付箋あり。

三六七 (温恭院様御朱印写)

安政二年九月一日 (徳川家定) ↓ (大恩寺)

状 一

* 「朱印」という付箋あり。

三六八 (慎徳院様御朱印写)

天保一〇年九月一日 (徳川家慶) ↓ (大恩寺)

状 一

* 「朱印」という付箋あり。

三六九 (文恭院様御朱印写)

天明八年九月一日 (徳川家斉) ↓ (大恩寺)

状 一

* 「朱印」という付箋あり。

三七〇 (浚明院様御朱印写)

宝暦一二年八月一日 (徳川家治) ↓ (大恩寺)

状 一

* 「朱印」という付箋あり。

三七一 (惇信院様御朱印写)

延享四年八月一日 (徳川家重) ↓ (大恩寺)

状 一

* 「朱印」という付箋あり。

三七二 (有徳院様御朱印写)

享保三年七月一日 (徳川吉宗) ↓ (大恩寺)

状 一

* 「朱印」という付箋あり。

三七三 (常憲院様御朱印写)

貞享二年六月一日 (徳川綱吉) ↓ (大恩寺)

状 一

* 「朱印」という付箋あり。

三七四 (厳有院様御朱印写)

寛文五年七月一日 (徳川家綱) ↓ (大徳寺)

状 一

* 「朱印」という付箋あり。

三七五 (大猷院様御朱印写)

寛永一三年十一月九日 (徳川家光) ↓ 御津 大恩寺

状 一

* 「朱印」という付箋あり。

「勤王誘引書類」目録

番号	表題	年月日	差出(作成)↓宛所	形態・数量
三七六	(台徳院様御朱印写) *「朱印」という付箋あり。	元和三年三月一七日	(徳川秀忠)↓御津 大恩寺	状 一
三七七	(今川氏朱印状写) *「朱印」という付箋あり。	慶長七年六月一六日	内大臣↓(大恩寺)	状 一
三七八	(禁制写) *「織田信長公御朱印写」という付箋あり。	天正二年六月日	信長↓三州山中 勅願所 法蔵寺	状 一
三七九	(城下案内宿々人馬役可被取旨朱印状写) *「織田信長公御朱印写」という付箋あり。	正月七日	信長↓教翁上人	状 一
三八〇	参河国山中法蔵寺寺領并当中領増分等事(朱印状写) *「織田信長公御朱印写」という付箋あり。	天正二年七月	信長↓(法蔵寺)	状 一
三八一	覚(尾張殿御領地遠州御鷹浜村順書上)	文久三亥年四月	遠州長上郡市野村 市野内匠	状 一
三八二	(尾州様御鷹御場所略図) *包紙とも。	(年未詳)		鋪 一
三八三	御請書(包紙)	(年未詳)		包紙 一
三八四	信州地書類(紙札)	(年未詳)		紙札 一
三八五	寺社領相統願太政官江伺候筈ニ而願有之候付如何可取計 鶯津との江伺之事(紙札)	(慶応四年)		状 一
三八六	御一新比之御達廻章共(包紙)	(明治)		包紙 一
三八七 一	(皇后御着與之儀華族方御動向御問合有之ニ付宮内省江相伺候旨書付)	(明治)		状 一
三八七 二	(皇后御着與之儀華族方御動向御問合有之ニ付宮内省江相伺候旨書付)	(明治)		状 一

三八一	一	(諸国高郡村御取調等ニ付可差出候旨書付写)	(明治二年)己一〇月	民部省	状	一
三八一	二	(諸国高郡村御取調ニ付雛形)	(明治二年)	縦	一	一
三六九		(山口藩神代直人等行衛不相知ニ付府藩懸ニ於テ穿鑿可致旨達書)	(明治)	状	一	一
三九〇	一	(提刀之儀ニ付弁官江別紙之通御付紙御渡御座候ニ付廻達)	一〇月三日	名古屋藩公用人↓山口御藩他六藩各公用人中様	状	一
三九〇	二	(触頭月番公用人於宮中扣所迄提刀御差免ニ相成候処各藩公用人も同様ニ被成下度ニ付願書)	一〇月二九日	松江藩公用人長尾順之丞他二名↓弁官御役所	状	一
三九一		(悪金之儀早々取調大藏省并京都・大坂同省出張所へ可申出候旨達書)	(明治二年)己巳一〇月	太政官	状	一
三九二		(悪金之儀早々取調大藏省并京都・大坂同省出張所へ可申出候旨達書)	(明治二年)己巳一〇月	太政官	状	一
三九三		回章(外国人雇入方心得書御渡相成候ニ付)	三月一五日	名古屋藩公用人↓豊橋御藩御初十二御藩右公用人中様	状	一
三九四		(弁官并民部省御書付月番御触頭方より到来ニ付回章)	九月二四日	名古屋藩公用人澤井三左衛門↓豊橋御藩御始御拾二藩公用人中様	状	一
三九五		(弁官伝達所ニ而別紙御書付式通御渡ニ付回章)	一〇月六日	名古屋藩澤井三左衛門他一名↓福井御藩他七藩公用人中様	状	一
三九六		(弁官伝達所ニ而別紙式通相渡候ニ付回章)	一〇月二四日	名古屋藩公用人澤井三左衛門↓豊橋御藩他一一藩公用人中様	状	一
三九七		(弁官伝達所ニ而別紙御書付式通御渡ニ付回章)	一〇月二五日	名古屋藩他二藩公用人共↓山口御藩他六藩各御公用人中様	状	一
三九八		(於民部省別紙御書付式通御渡ニ付回章)	一〇月二九日	名古屋藩公用人沢井三左衛門↓山口御藩他六藩公用人中様	状	一
三九九		(別紙御布告書御渡相成候ニ付廻章)	一〇月五日	名古屋藩公用人↓豊橋御藩始拾式御藩各公用人中様	状	一

番 号 表 題	年月日	差出(作成)↓宛所	形態・数量
四〇〇 廻章(御書付廻達有之候ニ付)	一一月六日	名古屋藩公用人↓豊橋御藩他一一藩公用人中様	状 一
四〇一 (別紙御書付壺通弁官伝達所において御渡相成候ニ付廻章)	一一月一四日	名古屋藩公用人 山澄龍吉↓豊橋御藩始十二御藩 各御用人中様	状 一
四〇二 (別紙御書付壺通弁官御達所より御達相成候ニ付廻章)	一一月二五日	名古屋藩公用人↓豊橋御藩他一一藩各公用人中様	状 一
四〇三 (甲越出張御賄被下方之儀ニ付取調差出方ニ付廻章)	一二月八日	名古屋藩公用人 山澄龍吉 他一名↓松代御藩 他七藩 公用人中様	状 一
四〇四 (御会始御題被仰出候間勅任官并宮・華族各詠進有之候ニ付達書)	正月	太政官	状 一
四〇五 (明後日神宮御拝ニ付達書)	一二月	太政官	状 一
四〇六 (神祇官行幸被仰出候事ニ付達書)	正月一二日	太政官	状 一
四〇七 (御軍神御祭ニ付達書)	正月	太政官	状 一
四〇八 (西班牙国使節参朝ニ付達書)	二月	太政官	状 一
四〇九 (来ル七日西班牙国使節参朝ニ付大手前中仕切外共腰掛取切之旨書付)	二月	太政官	状 一
四一〇 (外桜田・日比谷等十御門ノ切後通行方ニ付達書)	三月	太政官	状 一
四一一 (外桜田・日比谷等十御門ノ切後通行方ニ付達書)	三月	太政官	状 一
四一二 (外桜田・日比谷等十御門ノ切後通行方ニ付達書)	三月	太政官	状 一
四一三 (蚕御布告書相渡置候処御沙汰有之従前之通可相心得旨達書)	一〇月		状 一
四一四 (蚕紙渡世之もの近来漫りニ相成候ニ付取締方達書)	正月	民部省	状 一
四一五 (京都扱・東京扱・大阪扱国分ケ書上)	(明治)		状 一

四二六	(木村兵部大輔等旅宿へ乱暴候者見当り次第召補可申旨達書)	九月	太政官	狀	一
四二七	(京都ニ有之候諸藩之邸宅地所近来荒蕪ニ相成ニ付取扱方達書)	二月	太政官	狀	一
四二八	(諸府藩懸ニ於テ是迄既ニ堀来候金銀銅之鉾山之儀明細ニ書記差出可申旨達書)	(明治)	民部省	狀	一
四二九	(賡金引替金札之儀尾張以東二十四ヶ国東京ニおいて可請取旨達書)	一月九日	大藏省↓月番触頭岡山藩他二藩公務人	狀	一
四三〇	(融通方之儀ニ付達書)	九月	太政官	狀	一
四三一	(無刀ニ而乗馬之者等不心得之輩無之様取締可致旨達書)	一月	太政官	狀	一
四三二	(東京府下武家地管轄之儀東京府管轄ニ被仰付候旨達書)	一月	太政官	狀	一
四三三	(太宮県自今浦和県と被称候旨達書)	九月	太政官	狀	一
四三四	(忌服日届方之儀ニ付達書)	正月	太政官	狀	一
四三五	(諸藩各地蔵屋敷等構置候儀ニ付達書)	三月	民部省	狀	一
四三六	(御国高調ニ付藩々支配所都而雛形之通取調可差出旨達書)	(明治二年)巳二月	民部省	狀	一
四三七	(宣教使神祇官へ被接候ニ付達書)	一〇月	太政官	狀	一
四三八	(来十七日本丸ニ於テ軍神御祭ニ付達書)	正月	太政官	狀	一
四三九	(外宮末社遙拝所焼失ニ而御動座ニ付明後御拝被為在候旨達書)	二月	太政官	狀	一
四四〇	(外宮末社遙拝所焼失ニ而御動座ニ付明日罷朝被仰出候旨達書)	二月	太政官	狀	一
四四一	(内侍所御神樂ニ付達書)	二月	太政官	狀	一
四四二	(郵船商船規則御定ニ相成候ニ付達書)	正月	太政官	狀	一

番号	表題	年月日	差出(作成)↓宛所	形態・数量
四三	(諸街道区々之丁数ニテ人馬之勞不同一候ニ付改正取調之旨達書)	一一月	民部省	状 一
四四	(北海道并伊豆国附島ニ産物入津之節心得違致間敷旨達書)	一二月	民部省	状 一
四五	(集議院行幸被仰出候ニ付達書)	九月	太政官	状 一
四六	(皇城消防人足駈付候節着用半纏之儀ニ付達書)	二月	兵部省	状 一
四七	(上京仕候ニ付総次郎儀在所掛川表発足之旨届書)	(慶応四年)三月一六日		状 一
	*包紙「上京届 太田総次郎家来 太田彦六」とも。			
四八	(対馬守儀為勤王京都表江出立仕候ニ付届書)	(慶応四年)四月三日	増山対馬守使者 田中園雄	状 一
	*包紙「主人上京届 四月三日被下 増山対馬守 田中園雄」とも。			
四九	(刑部大輔儀京都表江着仕候ニ付届書)	(慶応四年)三月二五日	大河内刑部大輔家来 安間染右衛門	状 一
	*包紙「主人京着届 上 大河内刑部大輔家来 安間染右衛門」とも。			
四〇	口上覚(大納言様御機嫌伺御礼参上可仕候得共重病ニ而平八郎美濃守名代相兼御礼参上可仕候ニ付)	(慶応四年)二月	本多美濃守家来 牧与七郎	状 一
	*包紙「口上書 本多美濃守 牧与七郎」とも。			
四一	口上覚(主人重病ニ而上京延引相成候ニ付御執成願)	(慶応四年)辰四月	本多美濃守家来 都筑弥左衛門	状 一
	*包紙「口上書 本多美濃守家来 都筑弥左衛門」とも。			
四二	(縫殿頭儀劇病ニ被侵遷延候間重臣人差出候ニ付書付)	(慶応四年)	松平縫殿頭家来 田中与太郎↓参与御役所	状 一
	*包紙「主人上京遅延ニ付右御断として重役上京之達 松平縫殿頭家来 田中与太郎」とも。			
四三	(知行所へ罷登候節藤枝駅ニ而有栖川宮江勅令之証書相渡候ニ付届書)	(慶応四年)三月七日	近藤隼人	状 一
	*包紙「御届 近藤隼人」とも。			

四四	諸藩先ツ之証書類五拾七枚(紙札)	(慶応四年)	紙札	一
四五	家老之部拾通 但シ主人之証書ハ先達而廻ル(紙札)	(慶応四年)	紙札	一
四六	誘引御懸御附属中様 岡野小平藏(紙札)	(慶応四年)三月一六日	紙札	一
	*裏に「三月十六日 服部一太郎」とある。			
四七	御家江差出残置候書類 三月二十九日改(紙札)	(慶応四年)	紙札	一
四八	口上書 本多平八郎使者 牧与七郎(包紙)	(慶応四年)	包紙	一
四九	口上書 本多平八郎内 牧与七郎(包紙)	(慶応四年)	包紙	一
五〇	口上書 岡崎本多平八郎上京ニ付大納言様江御目見奉願度 乍併別紙大惣督宮様より御達之趣ニ付上京相急キ候間御 都合伺書 尤別紙相添(包紙)	(慶応四年)	包紙	一
五一	(上京可致処領分江戸近接ニ而野心浮浪之徒取締之為当分 在邑可被仕旨御総督様申達ニ付届書)	(慶応四年)四月七日	状	一
五二	*包紙「御届書 松平筑前守家来 小川武左衛門・竹中半蔵」とも。「御家江さし上候証書ニ而預り切」という貼紙あり。	松平筑前守家来 小川武左衛門 他一名		
五三	乍恐奉歎願候(御当家様ニ御家来同様御出入仕候故被召 出之上御用被仰付度ニ付)	(慶応四年)辰正月 坪内嘉兵衛 他一名	状	一
五四	(御達ニ而与次郎儀今日登城仕候ニ付届書)	(慶応四年)三月二〇日 松平与次郎使者 天野椿惣太	状	一
	*包紙「登城届 松平与次郎使者 天野椿惣太」とも。			
五五	(小池両藏儀今般為貢士太政官江差出申候ニ付御届書)	(慶応四年) 大河内刑部大輔家来 小野伺之助 他一名	状	一
	*包紙「御届書 貢士上京届 大河内刑部大輔家来 小野伺之助・安間染右衛門」とも。			
五六	口上書取(為勤王和泉守儀帰邑仕候ニ付名代御機嫌伺)	(慶応四年)四月 松平和泉守内 今井図書	状	一
五七	(謹慎御宥免之儀被仰出候様御執成願)	(慶応四年)四月 大給縫殿頭	状	一
五八	(佐久郡騒立之儀ニ付注進書写)	(慶応四年)三月二二日 綿貫庄之進↓吉田順太郎殿 他一名	状	一
	*吉田順太郎他一名の奥書あり。			

番号	題	年月日	差出(作成)↓宛所	形態・数量
四五	(百姓一揆之模様ニ付注進状写) *辰三月一四日付の吉田順太郎他一名による奥書あり。	(慶応四年)辰三月二三日	河野曾十郎↓吉田順太郎殿 他一名	状 一
四六	乍恐以書付奉願上候(中川様御影御陣屋江御出陣被候成下度ニ付) (百姓一騒ニ付別紙之通注進状差出候ニ付書付)	慶応四辰年三月一五日	佐久郡御影新田村役人惣代 組頭宰一郎他一名↓尾州取締所 中之条御役所	状 一
四七	(上州村々百姓騒立ニ付中川庄藏殿江御申立可被成旨書付) *柴田民三他一名の奥書あり。	(慶応四年)辰三月一五日	柴田民三↓長沢半平殿 他一名	状 一
四八	(上州村々百姓騒立ニ付中川庄藏殿江御申立可被成旨書付) *柴田民三他一名の奥書あり。	(慶応四年)三月二一日	綿貫庄之進↓河野曾十郎殿 他一名	縦 一
四九	(上州村々百姓騒立ニ付中川庄藏殿江御申立可被成旨書付) *柴田民三他一名の奥書あり。	(慶応四年)三月二一日	綿貫庄之進↓河野曾十郎殿 他一名	縦 一
五〇	(上州百姓騒立信州江も入込候儀ニ付注進状) 三橋正左衛門(紙札)	(慶応四年)辰三月一四日	御取締役所出張 白井逸藏	状 一
五一	(松平伊賀守江白井峠警固申付候儀ニ付達書写)	(慶応四年)戊辰八月八日	東山道総督府 参謀	紙札 一
五二	(上州騒動人之模様ニ付注進状)	(慶応四年)三月二一日	御影郡中代 清左衛門 他一名↓郡中代与惣右衛門様	状 一
五三	(上州百姓共一騒之儀人数繰出方ニ付書状)	(慶応四年)三月二二日	中川庄藏↓生駒頼母様 他一名	状 一
五四	(誘引懸り付属之輩継人足之儀御用所々江罷越候節往来可相立旨書付) *包紙「証文」・木箱とも。	慶応四辰一月	御側御用人↓尾州・濃州御領分 木曾谷 中 右問屋・庄屋	状 一
五五	(誘引懸り付属之輩継人足之儀御用所々江罷越候節往来可相立旨書付) *包紙「証文」・木箱とも。	慶応四辰一月	御側御用人↓尾州・濃州御領分 木曾谷 中 右問屋・庄屋	状 一

*包紙「証文」とも。

四七一 (誘引懸り付属之輩継人足之儀御用所々江罷越候節往来可相立旨書付) 慶応四辰二月 御側御用人↓尾州・濃州御領分 木曾谷 中 右問屋・庄屋 一

*包紙「証文」とも。

四七二 (誘引懸り付属之輩継人足之儀御用所々江罷越候節往来可相立旨書付) 慶応四辰二月 御側御用人↓尾州・濃州御領分 木曾谷 中 右問屋・庄屋 一

*包紙「証文」とも。

四七三 (誘引懸り付属之輩継人足之儀御用所々江罷越候節往来可相立旨書付) 慶応四辰二月 御側御用人↓尾州・濃州御領分 木曾谷 中 右問屋・庄屋 一

*包紙「証文」とも。

四七四 (誘引懸り付属之輩継人足之儀御用所々江罷越候節往来可相立旨書付) 慶応四辰二月 御側御用人↓尾州・濃州御領分 木曾谷 中 右問屋・庄屋 一

*包紙「証文」とも。

四七五 口上書(遠州中泉陣屋詰手代等俄ニ引払之儀ニ付) (慶応四年)二月八日 三州赤坂陣屋詰 大竹庫三郎手代 松井謙一郎 一

*こよりとも。

四七六 口上書(三州赤坂陣屋取扱方之儀ニ付) (慶応四年)二月八日 大竹庫三郎手代 松井謙一郎 一

四七七 口上書(中泉陣屋詰手代共脱走之始末之儀ニ付) (慶応四年)二月八日 大竹庫三郎手代 松井謙一郎 一

四七八 (遠州中泉陣屋詰手附・手代共脱走之儀中泉村役人龜忽之注進ニ而行違ニ付口上書類御下ケ願) (慶応四年)二月九日 松井謙一郎↓野 八十郎様 一

四七九 口上之覚(遠州中泉陣屋役人脱走之儀御尋ニ付) (慶応四年)辰二月一〇日 大竹庫三郎手代 仲谷十郎左衛門 一

*書状が一通貼り付けられている。

四八〇 (知久左衛門五郎支配御関所守衛勤方之儀ニ付伺書) (慶応四年)戊辰二月 知久左衛門五郎 一

四八一 (朝命之趣遵奉仕候ニ付御奉公仕度旨御取成願) (慶応四年)二月 知久左衛門五郎 一

*包紙「上 知久左衛門五郎」とも。

番 号 表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

四八二 (知久左衛門五郎支配信州四ヶ所御関所之儀如先規御預所被仰付度旨歎願書)

慶応四戊辰年三月

知久左衛門五郎家来 矢澤潤弥

状 一

四八三 (官軍御下向ニ付勤王之実効与而米金献納之旨書付)

慶応四年正月

官軍先鋒教道隊 執事

状 一

*こより・紙札とも。

四八四 (官軍御下向候ニ付勤王之効与而米金献納仕度ニ付御取納願)

慶応四戊辰年正月二〇日

馬場大助知行所 美濃国土岐郡釜戸陣屋詰
鈴木政左衛門 他一名↓官軍老番隊 御執事様

状 一

四八五 (吉川国輔等四名儀高松様より御借入ニ相成ニ付書付)

(慶応四年二月カ)

潮田右門太夫

状 一

四八六 (高松様御内小沢雅樂助様御借用ニ付差出候人数等書付)

(慶応四年二月)

潮田右門太夫

状 一

四八七 (菅沼左近将監等同列四軒同様ニ仕度心得ニ而勤王之義御導被下度旨願書)

(慶応四年三月四日)

松平筑前守家来 小川武左衛門 差添 竹中十左衛門

状 一

四八八 (別紙之通於京都被仰付候ニ付届書)

(慶応四年二月七日)

松平刑部大輔家来 小野伺之助

状 一

*包紙「松平刑部大輔内 小野伺之助」とも。

四八九 (碧海郡之内岡崎井沼津御領を除キ弊藩より諸事御廻達之旨願済ニ付御役向出張願)

(慶応四年三月一八日)

刈谷勤王説諭掛 王事応接↓板倉甲斐守様 御役人中様

状 一

四九〇 (刈谷勤王説諭懸より別紙到来候得共当方御直達ニ被成下度旨願書)

(慶応四年辰三月二〇日)

板倉甲斐守家来 紺野権兵衛

状 一

四九一 (朝命之趣ニ而重役之者御城下江到着仕候ニ付届書)

(慶応四年三月三日)

松平右京亮使役 飯野金八

状 一

四九二 (口上之覚(御当所詰役人着仕候ニ付))

(慶応四年三月五日)

戸田丹波守家来 用心格使役 川井半九郎 他三名

状 一

四九三 (覚(御城下江相詰候諸藩役向之義明キ屋敷又者御長屋等拝借申度内談ニ付))

(慶応四年二月)

本多美濃守家来 牧与七郎

状 一

四九四 (覚(御城下詰之者御当地参着ニ付))

(慶応四年三月一六日)

牧野遠江守内 高崎郁母 他一名↓尾張様 待賓館 諸役人衆中

状 一

四九五	口上覚(当御城下江是迄牧与七郎相詰居候処此度私義為代合参上仕候ニ付)	(慶応四年)三月	本多美濃守家来 新延官兵衛	状	一
四九六	口上覚(御城下江詰居候処持病ニ而帰国致度候ニ付)	(慶応四年)三月一六日	田沼玄蕃頭家来 久野兵右衛門	状	一
四九七	口上覚(御城下江詰居候処持病ニ而帰国致度候ニ付)	(慶応四年)三月一七日	田沼玄蕃頭家来 久野兵右衛門	状	一
四九八	覚(御用之節者御城下桜之町民先院江御達被成下度ニ付)	(慶応四年)二月	三州碧海郡高取村 専修坊代僧 園福寺	状	一
四九九	覚(御用之節者御城下中下高田御坊取役僧共江御達被成下度候ニ付)	(慶応四年)二月	三州碧海郡桑子村 妙源寺代僧 浄龍寺 他一ヶ寺	状	一
五〇〇	口上書(越前守着邑ニ付目付役之者差出置申候ニ付)	(慶応四年)三月	大岡越前守家来 篠崎徳門	状	一
五〇一	口上書(御召ニ而只今着府仕候ニ付)	(慶応四年)二月六日	大岡越前守重臣 篠田勇三郎	状	一
五〇二	(御領分八郡之内諸村ニ潜伏罷在候豪俠之者循撫いたし遊軍ニ驅馳為致度周旋方ニ付書付)	(慶応四年)辰二月	明倫堂別徒学寮学生 順造 ↓ 誘引方御役所	状	一
五〇三	(御領分八郡之内ニ潜居罷在候豪俠之者軍事先驅ニ被為用候献策ニ付書付)	(慶応四年)辰三月	明倫堂別途学寮学生 一東順造 ↓ 誘引方役所	状	一
五〇四	御届(松平称号御差止復姓ニ付) *包紙「復姓并貢士届」とも。	慶応四辰年三月	大河内伊勢守家来 阿部泰蔵	状	一
五〇五	(主人孫三郎改姓ニ付御届) *包紙とも。	(慶応四年)三月	大河内孫三郎家来 三州碧海郡根崎陣屋詰 森新八郎 他一名	状	一
五〇六	(本姓ニ相改申候ニ付御届) *包紙「復姓御届 瀧脇丹後守家来 金子政右衛門」とも。	(慶応四年)三月一〇日	瀧脇丹後守家来 金子政右衛門	状	一
五〇七	口上書ニ拾三通 此より二月請取(紙札) (御達ニ而只今参着ニ付届書)	(慶応四年)二月一七日	松平丹後守家来 金子政右衛門	紙札	一
五〇八	*包紙「参着御届書 金子政右衛門」とも。			状	一
五〇九	覚(隣藩近傍徳川旗下之所領等江説諭方之儀ニ付伺書) 「勤王誘引書類」目録	(慶応四年)二月	土井淡路守家来 説諭方 穴戸四郎	状	一

番号表題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

五〇	*包紙「勤王説諭窺書 土井淡路守家来 説諭方 六戸四郎」とも。 (為勤王和泉守儀帰邑ニ付届書) *包紙「松平和泉守御届書」とも。	(慶応四年)三月四日	松平和泉守内 矢野雲八	状 一
五二	(能登守儀帰邑仕候ニ付届書) *包紙「御届 松平能登守内 平尾信左衛門」とも。	(慶応四年)戊辰三月一六日	松平能登守内 平尾信左衛門	状 一
五三	(在所三州西大平江帰邑ニ付御屋形様江御指揮奉願候旨執成願) *包紙「大岡越前守使者 篠崎徳門」とも。	(慶応四年)三月	大岡越前守使者 篠崎徳門	状 一
五四	(隠居石川阿波守儀知行所三河国宝飯郡竹谷村江土着仕候ニ付届書) *包紙「御届 竹本左門 三月廿九日西尾より差出」とも。	(慶応四年)戊辰三月二〇日	竹本左門	状 一
五五	(三河国加茂郡大島陣屋江土着在邑仕候ニ付届書) *包紙「御届書 石川阿波守」とも。	(慶応四年)辰三月二五日	石川鞆負家来 三河国加茂郡大島陣屋詰岡崎亀三郎	状 一
五七	(今般在着之上者大納言様ニ御礼申上御差図ヲ受上京茂仕度ニ付書付) (対馬守儀在所表江到着仕候ニ付届書) *包紙「増山対馬守使者 田中園雄」とも。	(慶応四年)三月二〇日	内藤若狭守使者 潮田右門太夫 増山対馬守使者 田中園雄	状 一
五八	御届申上候口上書(知行所江到着仕候ニ付) *包紙「着御届書 本多銈之助」とも。	(慶応四年)辰三月	本多銈之助内 川村喜右衛門	状 一

五九	口上書(知行所江着仕候ニ付) *包紙「帰着之届 口上書 巨勢大隅守」とも。	(慶応四年)三月晦日	巨勢大隅守	状	一
五〇	(主人并惣領帰邑仕候ニ付届書) *包紙「御届 青山主水家来 山本徳左衛門」とも。	(慶応四年)三月二五日	三州加茂郡西広瀬村 青山主水家来 山本徳左衛門	状	一
五二	(知行所江着仕候ニ付届書) *包紙「御届 板倉小次郎」とも。	(慶応四年)三月二〇日	高八千石 板倉小次郎	状	一
五三	(上京ニ而在所表手薄ニ付御当地江差出之人数帰邑仕駿府御城御守衛為仕度旨願書) *付札あり。包紙「本多平八郎」とも。	(慶応四年)三月	本多平八郎	状	一
五三	(勤王之志興起仕候ニ付知行所陣屋迄参着之旨届書) *包紙「御届書」とも。	(慶応四年)二月二五日	勤王兼寄合 稻垣藤九郎	状	一
五四	(松平数馬殿他二名知行所江上着届有之ニ付書付) (信州五ヶ所陣屋十万石之儀老ヶ所ニ建置一手ニ御支配被成度旨口上書)	(慶応四年)三月一五日	佐久間嘉計雄	状	一
五五	(松本旧大名主近藤茂左衛門關所金差戻之儀ニ付願書) (松本侯謹慎御解方之儀ニ付取成願)	(慶応四年)三月一六日	佐久間嘉計雄	状	一
五七	(内侍所為御警衛被仰付上京仕ニ付至誠之趣御採用願)	(慶応四年)三月一六日	佐久間嘉計雄	状	一
五八	(領内宗門并鉄炮改之儀ニ付伺書)	(慶応四年)三月	三州碧海郡大岡 白山社神主 長坂右京他一名	状	一
五九	御請書(蒙御教導悔悟仕候ニ付書面可差出旨一札)	(慶応四年)二月	本多美濃守家来 牧与七郎	状	一
五〇	乍恐奉言上候(木曾内宿村ニおいて有志誘入申度ニ付)	(慶応四年)二月三日	松平縫殿頭家来 海保鉾吉忠典 他一名 ↓ 薩州御藩 海江田武次様 他一名	状	一
五二		(慶応四年)二月	木曾山口村 外垣亀助 他八名 ↓ 遠彦四郎様	縦	一

番号表題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

五三 (信州上田城主松平伊賀守分家次郎儀勤王筋之儀ニ付御国江願出候筈ニ付書付)

(慶応四年)三月二二日

中川庄蔵

状 一

五三 (信州三陣屋金穀調帳之儀御惣督府へ指出候ニ付書付)

(慶応四年)三月二二日

中川庄蔵

状 一

五四 (上州辺百姓一揆之儀注進状差出ニ付書付)

(慶応四年)三月二六日

中川庄蔵↓生駒頼母様 他一名

状 一

五五 (信濃国旧幕府領総而取締方之儀御家江被仰付候次第真田信濃守他七名へ達置候ニ付書付)

(慶応四年)辰三月

中川庄蔵

状 一

五六 (中之条陣屋之手代共井村々請書相済陣屋諸帳面類冊目錄共改請取候儀等ニ付書付)

(慶応四年)三月二二日

中川庄蔵

縦 一

五七 (信濃国中旧幕府諸旗本知行所取締方御総督府より御家江被仰付候次第水野春四郎他七名へ達置候ニ付書付)

(慶応四年)三月

中川庄蔵

縦 一

五八 (信濃国悪徒鎮撫之為歩兵被差遣候儀ニ付演達書)

(慶応四年)三月二二日

桑名唯次郎↓綿貫庄之進様 他四名

縦 一

五九 (旧幕府在江戸手代より当陣屋手代江通用申越候付書付)

(慶応四年)三月二二日

中川庄蔵↓生駒頼母様 他一名

状 一

五〇 (信濃国諸旗本知行高村数金殺人別書共取集之儀ニ付書状)

(慶応四年)三月二六日

中川庄蔵↓生駒頼母様 他一名

状 一

五一 (別紙四通相廻申候ニ付添状)

(慶応四年)三月二二日

中川庄蔵↓生駒頼母様 他一名

状 一

五二 (中野陣屋附鉄炮并附屬之品々請取之儀其外ニ付書状)

(慶応四年)三月二六日

中川庄蔵↓生駒頼母様 他一名

状 一

五三 (三州額田郡伊賀八幡宮神主願筋之儀取計方ニ付書状)

(慶応四年)

当町万松寺領下之切幸懸り人浪人下川見蔵 他三名↓明倫堂御内御軍事御奉行所

状 一

五四 乍恐御同旁奉願上候御事(普化僧式拾人余召連御用被仰付度ニ付)

(慶応四年)辰二月

藏 他三名↓明倫堂御内御軍事御奉行所

状 一

五四 信州伊那郡御預所願村高附

(慶応四年)

伊藤清八郎 他一名

状 一

五四 (甲府旧幕府領鎮撫方之儀ニ付書付)

(慶応四年)二月

伊藤清八郎 他一名

横 一

五七 乍恐奉願上候御事(隠密御用等相動申度ニ付)

(慶応四年)辰二月

熱田御文庫守 森禎助↓明倫堂誘引懸り御役席

状 一

五四	(諸藩勤王誘引方之儀不取敢帰順奏功之次第ニ付書付扣)	(慶応四年)二月	尾藩勤王誘引懸 鷺津九蔵	状	一
五四	(諸藩勤王誘引方之儀不取敢帰順奏功之次第ニ付書付)	(慶応四年)二月	尾藩勤王誘引懸 鷺津九蔵	状	一
五〇	乍恐奉願上候(黄簾隊之名目一ト先御解被成度ニ付)	(慶応四年)辰二月	黄簾隊惣括 大竹太郎七 他一名	状	一
五一	(御親征大坂行幸被仰出候ニ付上京可致旨達書)	(慶応四年)	大総督府 参謀	状	一
五二	(田中国之輔様暫御国元ニ於て御尽力被遊度ニ付懇願書)	(慶応四年)正月二九日	磅礴隊 ↓ 参与機密掛衆様	状	一
五三	(美濃国取締ニ付帰順勤王之証書可差出旨達書)	(慶応四年)二月	尾州勤王誘引局	状	一
五四	(御一新之御時節ニ付勤王御尽力仕度懇願書)	(慶応四年)三月	松平筑前守家来 小川武左衛門 他一名	状	一
	*包紙とも。				
五五	(御一新之折柄勤王遵奉尽力仕候ニ付口上書)	(慶応四年)三月一二日	松平筑前守家来 小川武左衛門 他一名	状	一
五六	(証書持参ニ付届書)	(慶応四年)四月七日	松平筑前守家来 小川武左衛門 他一名	状	一
五七	(松平筑前守所領石高書付)	(慶応四年)	松平筑前守	状	一
五八	(大納言様御内参与付属之衆より勤王之儀御導之旨奉承知候ニ付証書)	慶応四戊辰年三月	松平筑前守	状	一
	*包紙「証書 松平筑前守」とも。				
五九	(勤王之志ニ而相心之御奉公被為仰付度ニ付懇願書)	(慶応四年)辰二月	設樂帶刀貞鑑	状	一
	*包紙とも。				
五〇	(設樂帶刀統柄之儀ニ付書付)	(慶応四年)二月	設樂帶刀	状	一
五一	奉歎願候御事(勤王之心得ニ而御指揮被成下度ニ付)	(慶応四年)辰二月	寄合 遠山益之助知行所 濃州恵那郡明知陣屋詰 村上虎五郎 他一名	状	一
五二	証書(勤王之朝命違背毛頭無御座候ニ付)	慶応四戊辰年三月	近藤隼人	状	一
五三	(御追討ニ付大納言様御差図を蒙度旨御執成願)	(慶応四年)二月五日	松平上総介名代 嫡子 松平国次郎	状	一
	*包紙とも。				
五四	(御追討ニ付大納言様御差図蒙度旨御執成願)	(慶応四年)二月五日	松平上総介名代 嫡子 松平国次郎	状	一

番 号 表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

五五

松平上総介家来 大伴常刀(手札)

(慶応四年カ)

紙札 一

五六

(朝命之趣遵奉仕相応之御奉公仕度ニ付御執成願)

(慶応四年)

小笠原兵庫介

状 一

*包紙「上 小笠原兵庫介」とも。

五七

(勤王遵奉之儀違心仕聞敷旨証書)

(慶応四年)

坪内嘉兵衛 他一名

状 一

五八

(松平刑部大輔儀惣軍兵糧差配運送附添取計被仰付候之儀其外書付写)

(慶応四年)

横 一

五九

(勤仕並寄合本多左内知行所石高書付)

(慶応四年)

状 一

五〇

(駿府御城御守衛之旨敬承仕候ニ付御請書)

(慶応四年)辰二月

本多紀伊守家来 高瀬彦六郎

状 一

*包紙「駿城援兵請書 本多紀伊守家来 高瀬彦六郎」とも。

五一

口上覚(有栖川宮様江差出候証書写指上候ニ付)

(慶応四年)三月二四日

近藤隼人家来 鈴木樂十郎利秀

状 一

*包紙「口上覚」・こよりも。

五二

(依勅命御当国御預ニ相成ニ付御指揮被下置度旨願書)

(慶応四年)

近藤隼人使者 村上猪熊

状 一

五三

(文通ニ而考行届兼帰国之上申談度ニ付書付)

(慶応四年)三月朔日

小野伺之助

状 一

五四

(証書差上候ニ付明日出立仕候旨届書)

(慶応四年)四月二日

堀三之丞家来 堀保次郎

状 一

五五

口上之覚(官軍御下向ニ付一先帰陣仕不日御伺申上候ニ付)

(慶応四年)二月一九日

西脇助次郎

状 一

五六

(中泉陣屋手代共脱走之儀ニ付注進書)

(慶応四年)

服部一太郎↓野村八十郎様 他一名 参与御附属中様

状 一

五七

(役人名書付)

(慶応四年)

状 一

五八

(旅宿ニ而御料理被下候御礼手扣)

(慶応四年)二月二日

小笠原兵庫介家来 指宿武右衛門

状 一

五九

奉伺候口上覚(主人内蔵頭死去之儀京都御取扱向ニ付)

慶応四年三月六日

堀内蔵頭番頭 丸山兵衛次郎

状 一

五〇

(遠江守上京ニ付中山道江出迎仕度旨付書付)

(慶応四年)辰二月二六日

牧野遠江守内 太田宇中太 他一名

状 一

五八一 (供家老姓名書付) (慶応四年)三月二六日 松平与次郎家来 天野楮惣太 状

五八二 (松平右京亮家老等姓名書付) (慶応四年)三月 元妻木主計領 濃州土岐郡妻木村 産物陶窯 状

五八三 乍恐奉伺候御事(旧領安堵被仰付度ニ付) (慶応四年)辰二月 藏元 西尾亀太郎 ↓ 尾州様 勤王方御役所 状

*包紙「上表 濃州土岐郡妻木村 西尾亀太郎」とも。

五八四 (西尾亀太郎別紙之通訴訟申上度旨書付) (慶応四年)辰二月 明倫堂別学寮学生 一東順達 ↓ 誘引方御 役所 状

五八五 (請書・歎願書等都合五枚相廻候ニ付書付) (慶応四年)三月二六日 中川庄藏 ↓ 丹羽淳太郎様 他一名 状

五八六 中山道追分宿貫目御改所詰姓名書付 (慶応四年)辰三月 中山道追分宿貫目御改所詰 林瀧之進 ↓ 縦 尾州御取締所 一

五八七 追分宿貫目御改所書物其外引渡目録 (慶応四年)辰二月 信州追分宿貫目御改所詰手附 林瀧之進 ↓ 縦 尾州御取締 貫目御改所 一

五八八 (中野条・中野・御影陣屋元ノ手代二人之儀名府迄罷出候ニ付書付) (慶応四年)三月二二日 中川庄藏 ↓ 丹羽淳太郎様 他一名 状

五八九 御請書(信濃国徳川故領被復天料鄉村御帳類等御引渡ニ付) (慶応四年)辰三月 信州中野御陣屋詰元ノ手代 長沢半平 ↓ 状 中川庄藏殿 一

*包紙「御請書」とも。

五九〇 御請書(信濃国徳川故領被復天料鄉村諸御帳類等御引渡ニ付) (慶応四年)辰二月 信州御影陣屋詰手代 松浦正之助 他一名 状 ↓ 中川庄藏殿 一

*包紙「御請書」とも。

五九一 奉歎願候書付(御家江附属是迄之通地方勤向出精仕度ニ付) (慶応四年)辰三月 信州御影陣屋尾州取締所詰 松浦正之助 他一名 ↓ 中川庄藏殿 一

*包紙「奉歎願候書付」とも。

五九二 奉歎願候書付(御家江附属是迄之通地方勤向出精仕度ニ付) (慶応四年)辰三月 信州中野御陣屋詰 尾州御取締所 長沢半平 状 ↓ 中川庄藏様 一

*包紙「奉歎願候書付」とも。

「勤王誘引書類」目録

番号	表題	年月日	差出(作成)↓宛所	形態・数量
五九三	奉歎願候書付(是迄之通足輕御奉公仕度ニ付)	慶応四年辰三月	信州中野御陣屋 尾州御取締所 増田徳藏 他一名↓ 中川庄藏殿御附屬 箕浦儀兵衛 殿他一名	状 一
五九四	*包紙「奉歎願候書付 中野御陣屋附足輕」とも。 御請書(信濃国徳川故領被復天料諸御帳類等御引渡ニ付)	慶応四年辰三月	信州追分宿貫目改所詰手附 林瀧之進↓ 中川庄藏殿	状 一
五九五	*包紙「御請書 信州追分宿貫目改所詰手附 林瀧之進」とも。 奉歎願候書付(御家江御附屬是迄之通勤向出精仕度ニ付)	慶応四年辰三月	尾州御取締所 信州追分宿貫目所詰 林瀧之 進↓ 中川庄藏殿	状 一
五九六	*包紙「奉歎願候書付 信州追分宿貫目改所詰手附 林瀧之進」とも。 (御用之儀ニ付出頭之旨書付)	明治六年五月九日	史官 伝達所↓ 従三位徳川義宣殿 家令	状 一
五九七	(事跡編輯候ニ付 一身経歴ヲ編次シ可差出旨書付)	明治七年二月一日	太政大臣 三条実美↓ 従一位徳川慶勝	状 一
五九八	東山道鎮撫御両督江差上候書付写	(慶応四年)	信州伊奈郡山本陣屋 近藤利三郎	縦 一
五九九	(神職相応之御用被仰付度ニ付御館様御執成願)	(慶応四年)辰三月一日	三河国宝飯郡平尾村 神主 山口式部	状 一
六〇〇	(神職相応之御用被仰付度ニ付御館様御執成願)	(慶応四年)辰三月二日	三河国幡豆郡西尾 神主 新家筑後守	状 一
六〇一	(神務相統之儀朝廷江御執奏被下度ニ付御執成願)	(慶応四年)辰三月二日	三河国幡豆郡熊子村 神主 牧市之進	状 一
六〇二	(神職相応之御用被仰付度ニ付御館様御執成願)	(慶応四年)辰三月二日	三河国幡豆郡熊子村 神主 牧市之進	状 一
六〇三	(神職相応之御用被仰付度ニ付御館様御執成願)	(慶応四年)辰三月二日	三河国幡豆国八ッ面村 神主 石川八三郎	状 一
六〇四	(神職相応之御用被仰付度ニ付御館様御執成願)	(慶応四年)辰三月二日	三河国幡豆郡小嶋村 神主 石原奎三郎	状 一
六〇五	(勤王之心事兼而勉強罷在遵奉尽力之心得ニ付言上書)	慶応四年戊辰三月	参河国碧海郡長瀬八幡宮神主 板倉伊織	状 一
六〇六	(勤王周旋之御内命相蒙候ニ付赤心尽力仕旨言上書)	慶応四年戊辰三月	参河国額田郡山中八幡宮神主 竹尾東一郎	状 一
六〇七	(神務相統之儀ニ付御執成願)	慶応四年戊辰三月	三河国岡崎高宮六所大明神社 大竹将監	状 一

六〇八 (勤王尊奉尽力仕度相応之御用被仰付度ニ付御執成願) 慶応四戊辰年二月 狀 參河国額田郡高宮六所大明神神主 大竹将監

*「尾張様江差出候書面写」という貼紙あり。

六〇九 口上覚(尾州様より朝命之旨被達勤王尊奉尽力仕度ニ付) (慶応四年)辰三月 狀 六所大明神神主 大竹将監 ↓ 緒方七郎殿

六〇〇 口上(尾州御家江御附属相願可然御指図被成下度ニ付) (慶応四年)三月 狀 柴田主計 ↓ 緒方七郎殿

六一 (御家江御附属恭順申上御指図被成下度ニ付願書) 柴田主計 狀

*「尾張様江差出候書面写」という貼紙あり。

六二 (神務相続之儀ニ付御取成願) 慶応四戊辰年三月 狀 三河国額田郡伊賀村 伊賀八幡宮神主 柴田主計

六三 (神務相続之儀ニ付御執成願) 慶応四戊辰年三月 狀 三河国碧海郡大岡村 白山神主 長坂右京

六四 口上覚(尾州様より朝命之旨被達勤王尊奉尽力仕度ニ付) (慶応四年)辰三月 狀 大岡村 白山神主 長坂右京 ↓ 緒方七郎殿

六五 (神職相応之御用被仰付度ニ付御館様御執成願) (慶応四年)辰三月二日 狀 三河国幡豆郡室村 神主 岡田圭三

六六 (神務相続之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御執成願) (慶応四年)辰三月二日 狀 三河国幡豆郡徳永村 神主 筒井隼之助

六七 (神職相応之御用被仰付度ニ付御館様御執成願) (慶応四年)辰三月二日 狀 三河国幡豆郡徳永村 神主 筒井隼之助

六八 (神職相応之御用被仰付度ニ付御館様御執成願) (慶応四年)辰三月二日 狀 三河国幡豆郡小嶋村 神主 石原要人

*別紙の証書が貼り付けられている。

六九 (神務相続之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御執成願) (慶応四年)辰三月二日 狀 三河国幡豆郡室村 神主 岡田圭三

七〇 (神務相続之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御執成願) (慶応四年)辰三月二日 狀 三河国幡豆郡小嶋村 神主 石原李三郎

七一 (神務相続之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御執成願) (慶応四年)辰三月二日 狀 三河国幡豆郡西尾 神主 新家筑後守

七二 (神務相続之儀朝廷江御執奏被成下度ニ付御執成願) (慶応四年)辰三月二日 狀 三河国幡豆郡八ッ面村 神主 石川八三郎

七三 (御家江伺之上指揮ニ応シ候旨等四ヶ条遵奉可仕候ニ付証書) 慶応四戊辰年二月 狀 桑島鉛吉知行所 三州宝飯郡平地村割元都築源左衛門

*いよりし。

番 号 表 題	年月日	差出(作成)↓宛所	形態・数量
六四 (勤王尊奉之儀主人江申遣并私共違犯筋一切無御座旨証書)	慶応四辰年二月	三州加茂郡鈴木兵左衛門知行所渡合村庄屋源次郎	一
六五 (勤王尊奉之儀主人江申遣并私共違犯筋一切無御座旨証書)	慶応四辰年二月	梶彦之丞知行所 三州加茂郡下平村 庄屋哥藏	一
六六 (勤王尊奉之儀主人江申遣并私共違犯筋一切無御座旨証書)	慶応四辰年二月	菰原通玄知行所 三州碧海郡川端村役場荒木権六	一
六七 (勤王尊奉之儀主人江申遣并私共違犯筋一切無御座旨証書)	慶応四辰年二月	松平友太郎知行所 三州福釜村庄屋 彦藏	一
六八 (勤王尊奉之儀主人江申遣并私共違犯筋一切無御座旨証書)	慶応四戊辰年二月	鈴木初吉知行所 前後村庄屋 友右衛門	一
六九 (勤王尊奉之儀主人江申遣并私共違犯筋一切無御座旨証書)	慶応四年辰二月	本多岩次郎知行所 三州桜井村庄屋 貝之助	一
七〇 (勤王尊奉之儀主人江申遣并私共違犯筋一切無御座旨証書)	慶応四年辰二月	本多瀧之助知行所 三州桜井村庄屋 新右衛門	一
七一 (勤王尊奉之儀主人江申遣并私共違犯筋一切無御座旨証書)	慶応四年辰二月	伊藤九左衛門知行所 友国村庄屋 八右衛門	一
七二 (勤王尊奉之儀主人江申遣并私共違犯筋一切無御座旨証書)	慶応四辰年二月一四日	松平誠三郎知行所 三河国額田郡平針村庄屋代組頭 若助	一
七三 (勤王尊奉之儀主人江申遣并私共違犯筋一切無御座旨証書)	慶応四年辰二月	三浦銀太郎知行所 友国村庄屋 兵左衛門	一
七四 (勤王尊奉之儀主人江申遣并役場詰之者共違犯筋一切無御座旨証書)	慶応四年辰二月	原田市三郎知行所 三州加茂郡中村 役場松井嘉左衛門	一
七五 (御家江伺之上指揮ニ応シ候旨等四ヶ条遵奉可仕候ニ付証書)	慶応四年辰二月	松平加賀右衛門知行所 三州設楽郡清井田村庄屋 重吉	一

六三六	(御家江伺之上指揮ニ応シ候旨等四ヶ条遵奉可仕候ニ付証書)	慶応四年辰二月	松平加賀右衛門知行所 三州設楽郡有海村庄屋 政吉	一
六三七	(勤王尊奉之儀主人江申遣并私共違犯筋一切無御座旨証書)	慶応四辰二月一三日	中根讃岐守知行所 三州加茂郡下河内村庄屋 佐兵衛 他一名	一
六三八	(勤王尊奉之儀主人江申遣并私共違犯筋一切無御座旨証書)	慶応四戊辰二月	鈴木庄吉知行所 三州加茂郡酒吞村庄屋 善十 他一名	一
六三九	(勤王尊奉之儀主人江申遣并私共違犯筋一切無御座旨証書)	慶応四年辰二月一三日	酒井鉞之助知行所 三州額田郡柳川村庄屋 小左衛門	一
六四〇	証書(大政御復古報国勤勞之旨主人江申聞候心得ニ付)	慶応四年辰二月一二日	大久保金四郎知行所 当国城東郡加茂村名主 伝吉 他一名	一
六四一	証書(大政御復古報国勤勞之旨主人江申聞候心得ニ付)	慶応四年辰二月一二日	布施孫兵衛知行所 当国城東郡牛湫村百姓代 与右衛門	一
六四二	証書(大政御復古報国勤勞之旨主人江申聞候心得ニ付)	慶応四年辰二月一二日	駒井相模守知行所 当国榛原郡川原村組頭 弥兵次 他二名	一
六四三	(御家江伺之上指揮ニ応シ候旨等四ヶ条遵奉可仕候ニ付証書)	慶応四年辰二月	菅沼直七郎賄方兼庄屋 原田彦右衛門	一
六四四	(御家江伺之上指揮ニ応シ候旨等四ヶ条遵奉可仕候ニ付証書)	慶応四年辰二月	中根久藏知行所 三州設楽郡大野田村庄屋 九郎左衛門	一
六四五	(御家江伺之上指揮ニ応シ候旨等四ヶ条遵奉可仕候ニ付証書)	慶応四年辰二月	曲渕甲斐守他四名知行所 市田村惣代名主 三右衛門 他一名	一
六四六	(御家江伺之上指揮ニ応シ候旨等四ヶ条遵奉可仕候ニ付証書)	慶応四年辰二月	曲渕甲斐守他四名知行所 御馬村惣代名主 四郎太夫 他一名	一
六四七	(御家江伺之上指揮ニ応シ候旨等四ヶ条遵奉可仕候ニ付証書)	慶応四戊辰年二月	鍋島頼之助知行所 三州宝飯郡野口村庄屋 文治右衛門 他一名	一
六四八	(御家江伺之上指揮ニ応シ候旨等四ヶ条遵奉可仕候ニ付証書)	慶応四戊辰年二月	諏訪主殿頭知行所 三州宝飯郡白鳥村庄屋 多吉	一

番 号 表 題	年 月 日	差出(作成)↓宛所	形態・数量
六四九 (御家江伺之上指揮ニ応シ候旨等四ヶ条遵奉可仕候ニ付証書)	慶応四戊辰年二月	林玄養知行所 三州宝飯郡竹谷村名主利左衛門	状 一
六五〇 証書(大政御復古報国勤勞之旨主人江申聞候心得ニ付)	慶応四年辰二月一二日	伊勢平八郎知行所 当国城東郡土橋村組頭 茂八 他一名	状 一
六五一 (信州三陣屋手附之者共之請書并歎願書・金穀調書等尾府御側御用人方江申達置候儀其外ニ付書状)	(慶応四年)三月一二日	中川庄藏 ↓ 白井逸藏様	状 一
六五二 (中川庄藏方より参政府江之来翰并添候書類相廻し申候旨書状)	(慶応四年)三月一八日	千村音三郎 ↓ 加藤秀之進様	状 一